

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況及び課題

1. ごみ処理フロー

ごみ処理の流れは図3-1-1に示すとおりです。

燃やせるごみは埋立量の減量化と安全で衛生的な処理のため、すべて焼却処理を行っています。

燃やせないごみは粗大ごみ処理施設において、処理不適物や危険物を手選別で除去するとともに、カレット、アルミがら等の資源物を回収した後、焼却処理を行っています。

粗大ごみは可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分類し、可燃性粗大ごみは焼却処理し、不燃性粗大ごみは、資源を回収した後、焼却処理しています。

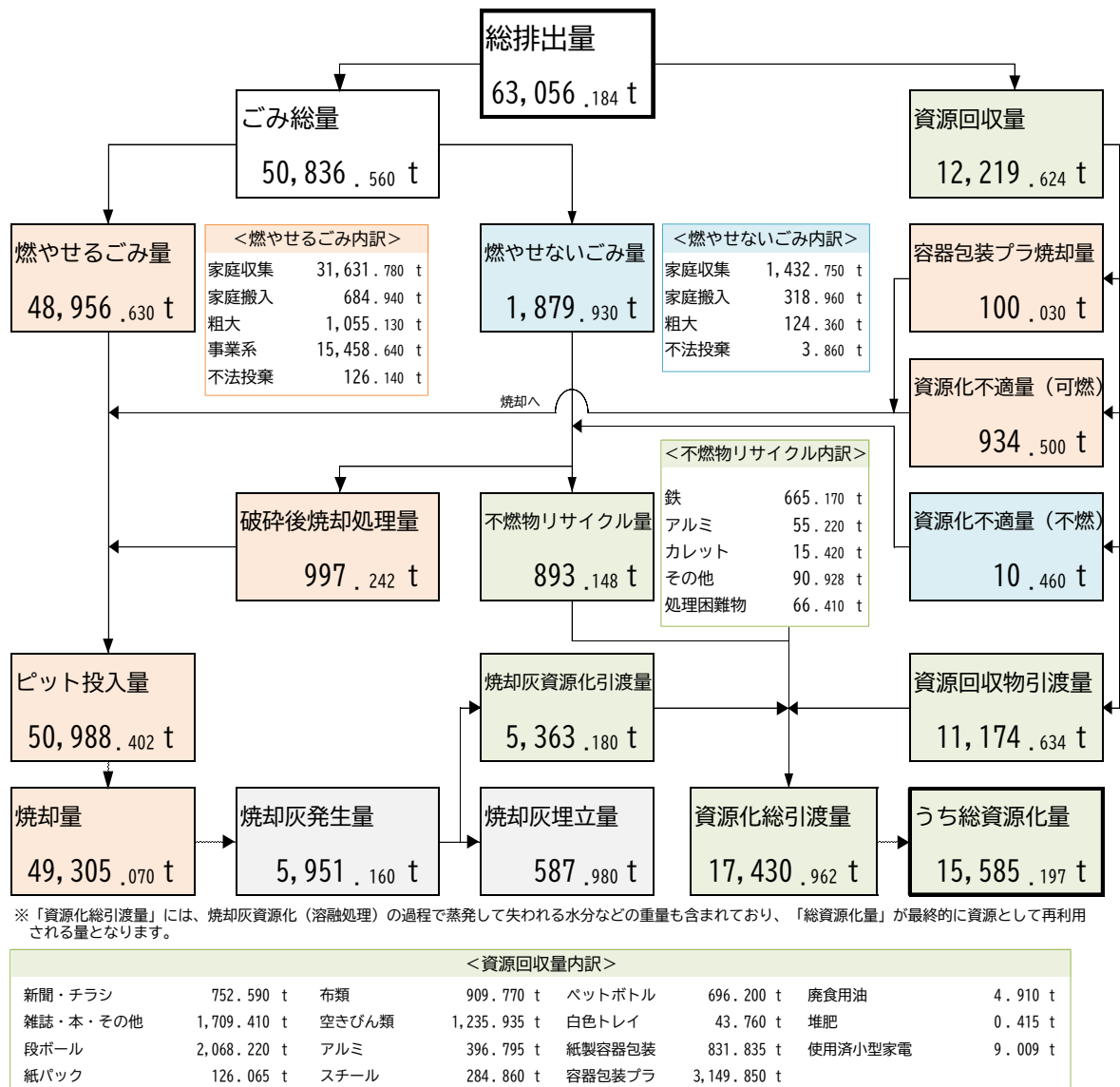


図3-1-1 ごみ処理フロー（令和6年度実績）

2. ごみ処理体制

(1) 焼却施設

大和市環境管理センターの概要は表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 大和市環境管理センターの概要

項目	内容
施設名称	大和市環境管理センター
所在地	神奈川県大和市草柳 3-12-1
敷地面積	21,780m ²
建設工期	着工：平成2年7月、竣工：平成6年3月 基幹的設備改良工事：令和2年9月～令和6年2月
処理能力	450 t/日 (150 t/日×3炉)
処理方式	全連続燃焼式焼却炉 (NKK フェルント式 DG 型炉)

(2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の概要は表 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-2 大和市環境管理センター粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容
施設名称	大和市環境管理センター粗大ごみ処理施設
所在地	神奈川県大和市草柳 3-12-1
敷地面積	21,780m ²
建設工期	着工：平成3年12月、竣工：平成6年3月
処理能力	80 t/5h (回転系)、15 t/5h (手選別)



図 3-1-2 大和市環境管理センターの外観

(3) 資源化施設

大和市資源選別所の概要は表 3-1-3 に示すとおりです。

表 3-1-3 大和市資源選別所の概要

項目	内容
施設名称	大和市資源選別所
所在地	神奈川県大和市上草柳 563-11
敷地面積	3,214.28m ²
建設工期	着工：平成5年10月、竣工：平成5年12月
処理能力	4.5 t /5h



図 3-1-3 大和市資源選別所の外観

3. ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量の推移

1) ごみ排出の推移

過去 10 年間のごみ排出量及び人口（各年度 10/1 時点）の推移は、図 3-1-4 のとおりです。人口は少しずつ増加していますが、ごみ排出量は概ね 6 万トン台で推移しています。

令和 2 年度は新型コロナウイルスによる外出自粛なども影響し、家庭内でのライフスタイルヘシフトしたこともあり微増、その後は減少傾向となっています。

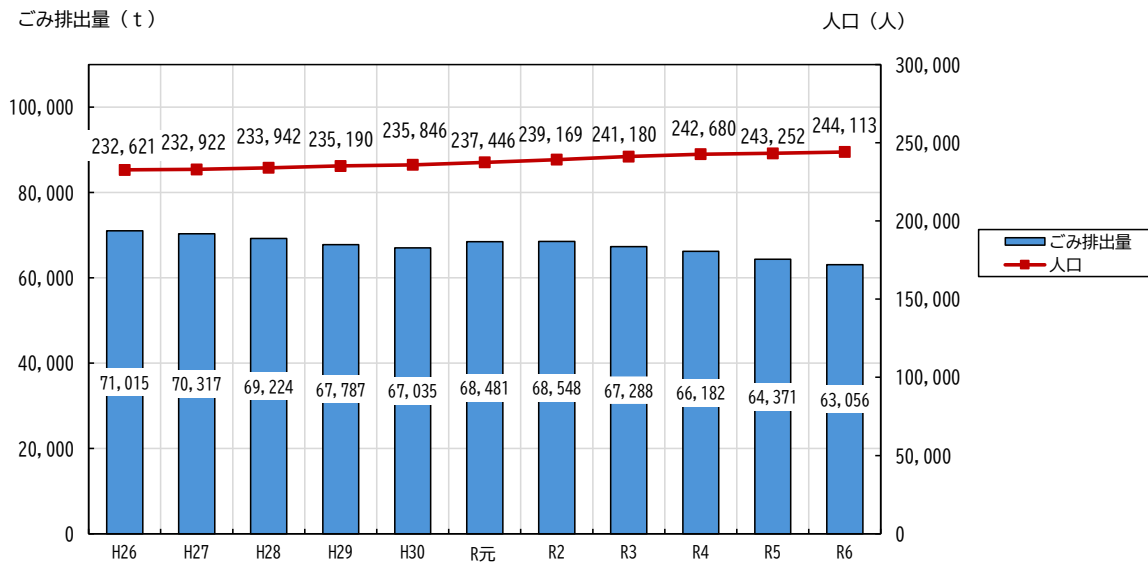
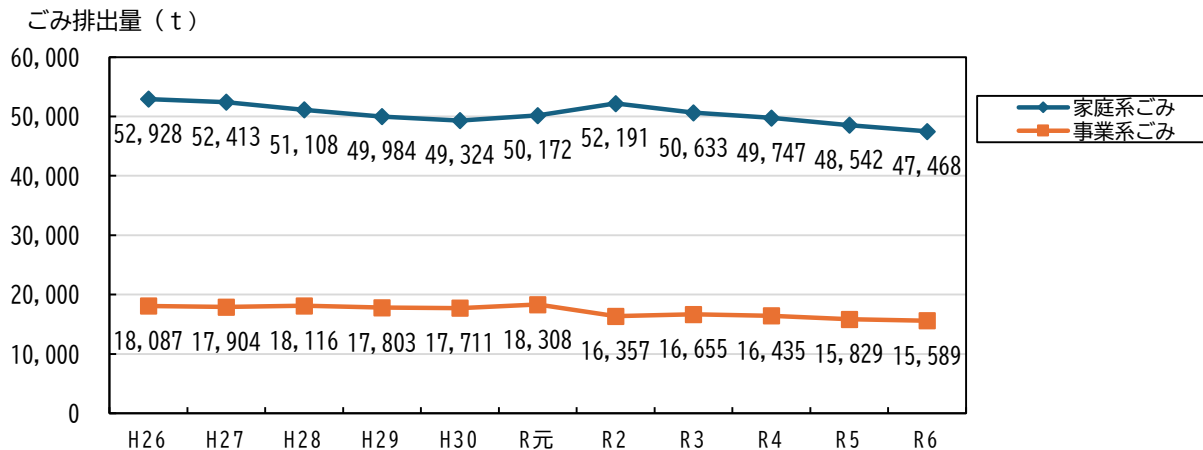


図 3-1-4 ごみ排出量及び人口の推移

家庭系、事業系別のごみ排出量の推移を示すと図 3-1-5 のとおりです。

家庭系ごみは、令和 2 年度の新型コロナウイルスの影響により増加していますが、その後は減少に転じ、事業系ごみは逆に同時期の減少が見られ、その後も横ばい傾向です。



※端数の関係で合計が図 3-1-4 と合わない年度があります。

図 3-1-5 排出区分別ごみ量の推移

第3章 ごみ処理基本計画

品目別のごみ量の推移は図 3-1-6 のとおりです。可燃ごみと不燃ごみが減少傾向を示しています。

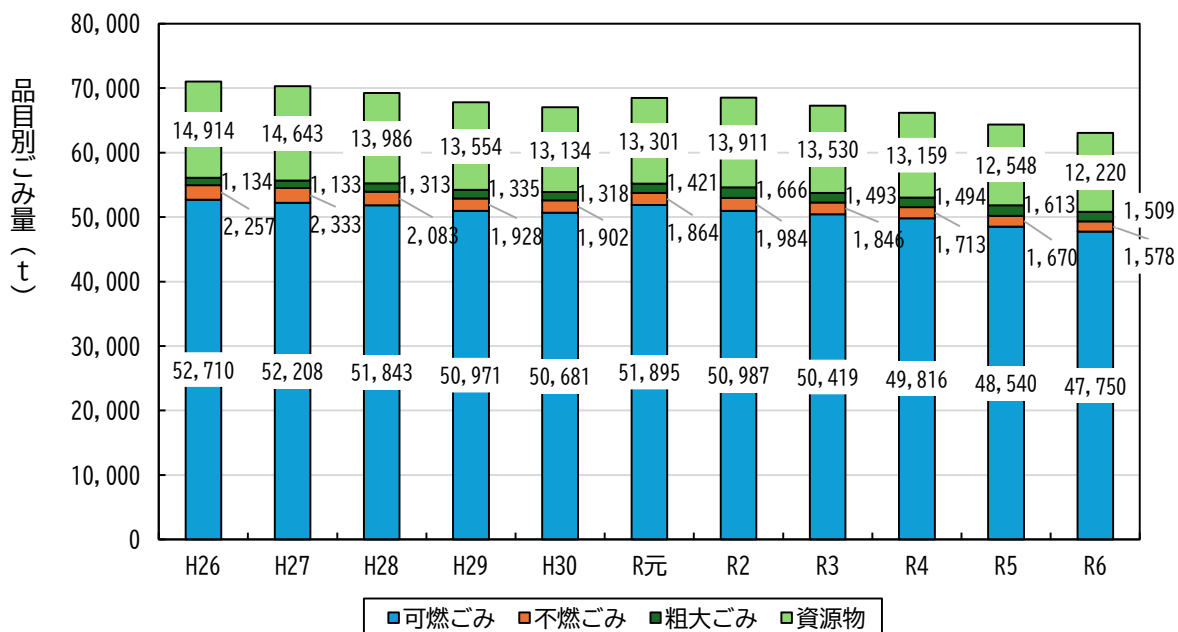
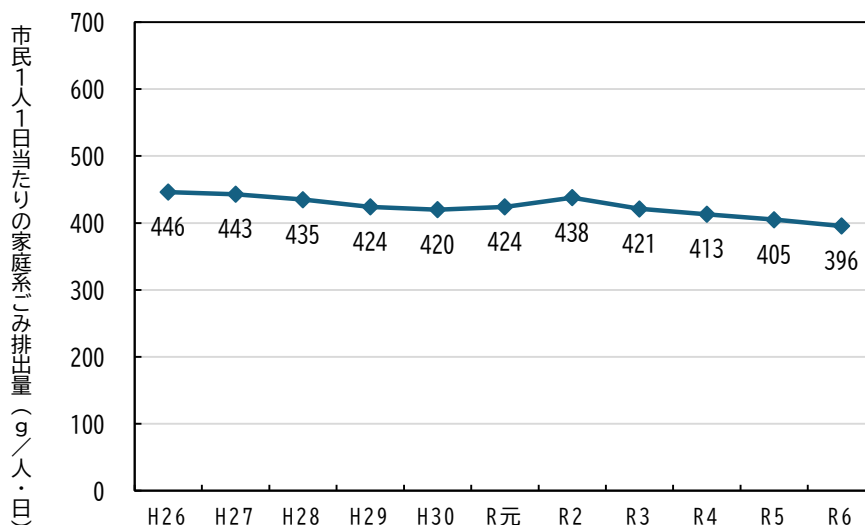


図 3-1-6 品目別ごみ量の推移

市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）の推移を示すと図 3-1-7 のとおりです。

令和 2 年度からの新型コロナウイルス流行の影響で、市民が家庭内で過ごすようになったことから、一時的に家庭系ごみの量は増加していますが、その後は減少傾向を示しています。



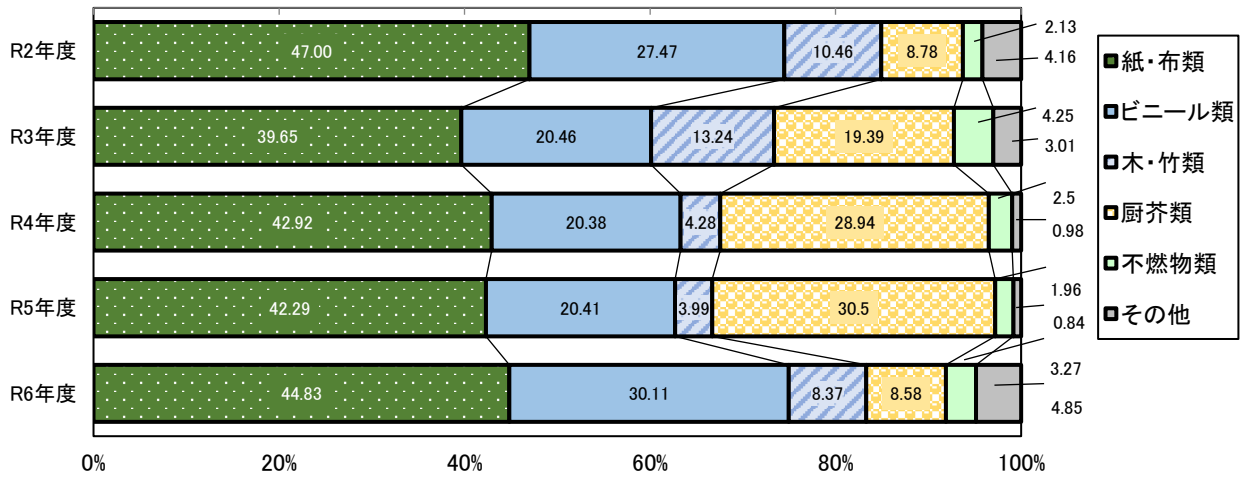
出典：令和 7 年度版清掃事業の概要（大和市）より作成

図 3-1-7 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）の推移

2) ごみの種類組成割合

本市が実施しているごみ質分析（環境管理センターに集めた市内全域の燃やせるごみについて、乾分析を行ったもの）の結果は、図3-1-8のとおりです。

ごみの種類の組成は、紙・布類が最も割合が多く、ビニール類を含めると6~7割を占めています。このことから、ごみの中には更なる資源分別の余地があるといえます。



出典：令和7年度版清掃事業の概要（大和市）

図3-1-8 ごみの種類組成割合の推移

3) 家計消費支出

家庭系ごみの排出量は、物品購入の消費支出と深い関係があると考えられます。総務省の令和6年度家計調査によると、1人当たりの家計消費支出は世帯人員が2人以上の世帯に比べて単身世帯の支出が多くなっています。

表3-1-4 令和6年度家計消費支出

	2人以上世帯		単身世帯	単身世帯/2人以上世帯1人当たり
	平均世帯人数 2.88人	1人当たり (注1)		
消費支出	3,602,915円	1,251,012円	2,034,566円	1.63倍
食料	1,079,228円	374,732円	578,442円	1.54倍

(参考) 平成26年度家計消費支出

	2人以上世帯		単身世帯	単身世帯/2人以上世帯1人当たり
	平均世帯人数 3.30人	1人当たり (注1)		
消費支出	3,494,322円	1,153,242円	1,944,019円	1.69倍
食料	913,261円	301,406円	521,496円	1.73倍

注1：2人以上世帯の1人当たりは2人以上世帯の消費支出、食料の金額を平均世帯人員で割った値です。

出典：平成26年度、令和6年度家計調査（総務省）より作成

(2) ごみの減量化及び資源化の状況

ごみ排出量は、平成 18 年 7 月からの家庭系有料指定ごみ袋の導入や戸別収集の開始により大幅に減量化され、その後は微増・微減を繰り返しています。

また、資源分別回収量は、段階的な資源回収品目の拡大や拠点回収の開始、平成 18 年度からのその他プラスチック製容器包装の資源回収等により増大しましたが、平成 19 年度以降は新聞販売部数の低下や店頭回収の定着等の影響により減少傾向にあります。

現在、市は生ごみの水切り等によるごみ減量化の啓発や資源拠点回収、また使用済小型家電回収ボックスの設置等により、さらなるごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

1) ごみの有料化

平成 18 年 7 月から家庭ごみについて、指定ごみ袋制度を導入し、平成 21 年度に手数料を改定しました。家庭系有料指定ごみ袋の価格は表 3-1-5 のとおりです。

また、家庭系有料指定ごみ袋の導入に併せて、収集方式を変更し、戸別収集方式としましたが、一部の事業系一般廃棄物についても、事業系有料指定ごみ袋を使用することで戸別収集の対象としています（事前申込制で、排出量は地域の家庭ごみ収集日につき 2 袋までの少量排出事業者に限る）。

事業系有料指定ごみ袋の価格は、表 3-1-6 のとおりです*。

表 3-1-5 家庭系ごみ処理手数料【家庭系有料指定ごみ袋価格（10 枚 1 組）】

区分	5 リットル	10 リットル	20 リットル	30 リットル	40 リットル
現行価格	80 円	160 円	320 円	480 円	640 円

出典：令和 7 年度版清掃事業の概要（大和市）

表 3-1-6 事業系ごみ処理手数料【事業系有料指定ごみ袋価格（10 枚 1 組）】

区分	10 リットル	20 リットル	45 リットル
1 組の価格	640 円	1,280 円	2,880 円

出典：令和 7 年度版清掃事業の概要（大和市）

※令和 7 年 12 月現在

2) 資源物のステーション回収

資源分別回収は、昭和 40 年代から自治会、こども会、婦人会等が自主的に実施していました。その後、平成 6 年 6 月からは、市が安定的かつ効率的に回収するために全市域で実施しています。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（いわゆる容器包装リサイクル法）」の施行を受け、ペットボトル及び紙パックの回収を段階的に拡大し、平成 11 年 4 月から全市域で実施しています。

さらに、平成 13 年 4 月からは白色トレイ、平成 14 年 4 月からは紙製容器包装、平成 18 年 7 月からはその他プラスチック製容器包装を資源として位置付け、14 品目を全市域で回収しています。

市では、自治会区域内のお住まいの近くのリサイクルステーション（RS）をご利用いただくようご案内しています。RS は、お住まいの区域の自治会が管理しています。

表 3-1-7 資源物の分別区分

区分	代表的なもの	回収場所
A 資源	①新聞・折り込みチラシ ②雑誌・本・その他の紙 ③段ボール ④布類	総合 RS 小規模 RS
B 資源	⑤紙パック ⑥紙製容器包装 ⑦⑧空き缶・金物類（アルミ・スチール） ⑨ペットボトル ⑩生きびん（国産ビールびん、一升びん等） ⑪透明びん ⑫色付きびん ⑬白色トレイ	総合 RS
容器包装 プラスチック	⑭その他プラスチック製容器包装 レジ袋やプラマークのある容器包装 ※汚れていないものに限る	総合 RS 小規模 RS

出典：2025・2026 年度版 家庭の資源とごみの分け方・出し方（大和市）

3) 自治会への助成

資源分別回収事業の推進を図るため、本市では、自治会又は集合住宅管理団体に対し、資源物の回収量に応じた報奨金を支給しています。(可燃性資源3円/kg、不燃性・樹脂製資源2円/kg)

また、平成18年6月までは、自治会によるリサイクルステーションでの資源物の分け方や出し方の指導に対し、「資源分別指導報奨金」として、1回の指導につき1,800円(1箇所あたり)を支給していました。平成18年7月以降、自治会が地域の実情に応じてリサイクルステーションを自主管理する方式へと変更したことから、「資源分別指導報奨金」制度を廃止し、代わりにリサイクルステーション1箇所あたり月額4,000円の「リサイクルステーション維持管理料」を支給する制度へと移行しました。

4) 生ごみ処理容器等設置支援

平成2年度から、本市ではごみの減量化・資源化に対する意識向上を目的として、生ごみ処理容器(コンポストタイプ)を設置した市民を対象に、購入費の一部を補助する制度を実施しています。

その後、平成13年度には、従来のコンポストタイプに加え、微生物・菌を活用するタイプの容器を補助対象に追加し、さらに、平成14年度からは電動式生ごみ処理機及び剪定枝を粉碎してチップ化するガーデンシュレッダー※も対象品目に加えています。

平成15年度には、補助対象を一般世帯のほかに自治会※及び事業者にも拡大し、以降申請状況に合わせ、補助対象品目や補助率及び上限額の変更を行い、生ごみ処理容器等の普及に取り組んでいます。

表3-1-8 生ごみ処理容器等設置数一覧

年度	生ごみ処理容器(基)	電動式生ごみ処理機(基)		ガーデンシュレッダー(基)			合計(基)	設置類型(基)	世帯数	世帯累計
		家庭	事業所	家庭	事業所	自治会				
平成2年～平成29年度累計	5,968	3,881	79	169	8	4		10,109		8,765
平成30年度	6	92	0	4	1	0	103	10,212	102	8,867
令和元年度	16	79	1	8	0	0	104	10,316	104	8,971
令和2年度	18	96	1	8	0	0	123	10,439	120	9,091
令和3年度	18	88	1	2	0	0	109	10,548	106	9,197
令和4年度	13	58	2	—	—	—	73	10,621	72	9,269
令和5年度	10	56	0	—	—	—	66	10,687	64	9,333
令和6年度	2	62	0	—	—	—	64	10,751	64	9,397
累計	6,051	4,412	84	191	9	4		10,751		9,397

出典：令和7年度版清掃事業の概要(大和市)

※ガーデンシュレッダーの補助は令和3年度で終了し、同時に自治会は補助対象外となりました。

5) 資源循環型生ごみ処理機の設置

本市では、学校給食を単独で調理している市立小学校に資源循環型生ごみ処理機を設置し、給食の調理くず、残飯等を利用した資源循環システムを構築しています。

具体的には、給食の調理くず、残飯等を堆肥として活用するため生ごみ処理機で一次発酵を行い、近郊の農業者の農地で二次発酵を行った後に農作物栽培に活用し、採れた野菜などを学校給食に還元することで、小学校での環境学習にも役立てています。

表 3-1-9 資源循環型生ごみ処理機設置校及び処理能力一覧

設置年度	学校名	処理能力
平成 17 年度	大和小学校	150kg/日
	深見小学校	70kg/日
平成 18 年度	北大和小学校	150kg/日
	草柳小学校	55kg/日
平成 19 年度	林間小学校※	150kg/日
平成 20 年度	渋谷小学校	55kg/日
平成 24 年度	桜丘小学校	55kg/日
平成 25 年度	西鶴間小学校	70kg/日
平成 30 年度	林間小学校※	100kg/日

※150kg/日の処理機を撤去し、100kg/日の処理機に更新

出典：令和7年度版清掃事業の概要（大和市）より作成

表 3-1-10 資源循環型生ごみ処理機の生ごみ投入量・取り出し量実績

	運転日数 (日)	投入量 (kg)	堆肥化量 (kg)	減量率 (%)
令和2年度 (8校)	124	10,781	1,842	82.9
令和3年度 (8校)	157	15,947	2,804	82.4
令和4年度 (8校)	151	16,911	2,573	84.8
令和5年度 (8校)	161	14,318	2,272	84.1
令和6年度 (8校)	156	11,765	2,274	80.7

出典：令和7年度版清掃事業の概要（大和市）

6) 資源物の拠点回収

早朝からの出勤、旅行、転居など何らかの理由により資源物を地域のリサイクルステーションに出せない市民に対する利便性の向上と、ごみの減量化及び資源化を推進するため、駅前広場などで指定した曜日及び時間に資源回収を実施しています。

表 3-1-11 拠点回収場所等一覧

拠点回収場所	回収日	回収時間	回収品目
<ul style="list-style-type: none"> ・つきみ野駅 駅前広場 ・中央林間駅北口(交番西側) ・大和市役所正面入口 ・旧大和駅周辺再開発事務所敷地内(中央 4-1-14) 	毎月1・3回目 日曜日	午前9時から 午後1時	<ul style="list-style-type: none"> ・A資源 ・B資源 ・容器包装プラ
<ul style="list-style-type: none"> ・大和スポーツセンター南側広場(上草柳 1-1-1) ・相模大塚駅北口 ・桜ヶ丘駅西口(バス停前) ・高座渋谷駅西口 	毎月2・4回目 日曜日		
<ul style="list-style-type: none"> ・大和市資源選別所(上草柳 563-11) 	毎日 (年末年始を除く)	午前9時から 午後3時30分 (昼休みを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・植物性廃食用油 ・電動式生ごみ処理機から発生したたい肥(処理品)

出典：大和市ホームページ

7) 家具類の再使用

平成 18 年 5 月に家具類再生展示施設(リサイクル未来館)を開館し、まだ使用できる家具類の「リサイクル収集」を行い

、回収した家具を当該施設で清掃、補修した後に展示し、希望者に頒布しました。その後、リサイクル未来館は民間リサイクル事業者やインターネット等による不用品売買等の普及により、令和6年8月末をもって閉館し、令和6年12月には株式会社ジモティーと協定を締結するなど、「捨てずに譲る」という選択肢を市民に積極的に提示し、リユース意識の向上とそれに伴うごみの排出の抑制を図っています。

表 3-1-12 家具類再生展示施設「リサイクル未来館」の運営状況

年度	回収			処分 粗大 処分数	展示		頒布					
	リサイクル 収集数	工場棟 引取数	計		展示数	来場者数	頒布申込 総数	抽選			頒布数	頒布収入 (円)
								配布数	抽選 倍率	平均 倍率		
令和2年度	698	179	877	183	2,168	9,682	1,542	413	3.80	44	563	1,389,000
令和3年度	466	127	593	223	1,446	6,851	907	280	3.20	30	454	966,500
令和4年度	234	82	316	78	719	3,614	483	152	3.20	18	285	525,000
令和5年度	308	168	476	90	731	3,296	458	145	3.00	24	271	521,500
令和6年度	84	17	101	72	347	1,561	124	44	2.82	15	208	222,000

※1 展示前のストックがあるため、回収数と処分・頒布数は一致しません。

※2 キャンセル及び家具の引取が抽選の翌月となるため、抽選配布数と頒布数は一致しません。

出典：令和7年度版清掃事業の概要(大和市)

8) 使用済小型家電の回収

携帯電話、PHS、デジタルカメラなどの使用済小型家電には、金や銅、レアメタルといった貴重な有用金属が含まれています。こうした資源を適切に回収・再利用するため、国は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（いわゆる小型家電リサイクル法）」を施行しました。

本市では、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業（市町村提案型）」を活用し、平成25年11月から市内に回収ボックスを設置して、家庭から排出される使用済小型家電の回収を開始しました。実証事業は平成26年3月で終了し、4月からは本事業として、燃やせないごみの中からも使用済小型家電をピックアップ回収し、環境管理センターで一時保管した後、認定事業者に定期的に引き渡して再資源化しています。

－回収指定品目－

1. 携帯電話等、2. ノート型パソコン、3. 携帯型音響機器、4. ゲーム機（携帯型、据置型）、5. 携帯ビデオカメラ、6. デジタルカメラ、7. 卓上電話機、8. ICレコーダー、9. 電子辞書、10. 携帯型ラジオ、11. 電動歯ブラシ、12. 電気シェーバー、13. 電卓、14. これらの付属品（ACアダプタ・充電器・リモコン）

※いずれも回収ボックス投入口（約15cm×30cm）に入るもの

－回収ボックス設置施設－

1. 市役所本庁舎、2. 桜ヶ丘連絡所、3. 渋谷分室、4. 保健福祉センター、5. 文化創造拠点シリウス 4F、6. つきみ野学習センター、7. 桜丘学習センター、8. 環境管理センター、9. 大和市資源選別所、10. 大和商工会議所、11. しらかしのいえ、12. 大和スポーツセンター、13. ぷらっと高座渋谷、14. イオン大和鶴間店 3F、15. 市民交流拠点ポラリス、16. 中央林間東急スクエア 1F

表 3-1-13 使用済小型家電回収実績（ボックス回収分）

	携帯電話等 (カッコ内は個数)	携帯電話等以外	合計
令和2年度	648.10kg (5,014 個)	9,863.39kg	10,511.49kg
令和3年度	771.91kg (5,432 個)	8,791.66kg	9,563.57kg
令和4年度	835.73kg (5,204 個)	8,605.34kg	9,441.07kg
令和5年度	860.38kg (5,125 個)	8,060.90kg	8,921.28kg
令和6年度	900.00kg (5,670 個)	8,109.00kg	9,009.00kg

出典：令和7年度版清掃事業の概要（大和市）

表 3-1-14 使用済小型家電回収実績
(燃やせないごみより取り出した分)

	携帯電話等
令和2年度	433.9 kg
令和3年度	515.6 kg
令和4年度	361.2 kg
令和5年度	338.0 kg
令和6年度	419.5 kg

出典：令和7年度版清掃事業の概要（大和市）

(3) 収集及び運搬の状況

排出されたごみは、生活環境の保全上支障がないよう計画的に収集し、環境管理センターへ運搬しています。収集方法は、平成18年7月から、家庭系有料指定ごみ袋制度を導入し、燃やせるごみ及び燃やせないごみの戸別収集を行っています。

収集地区及び収集回数については、燃やせるごみは、市内を月・木曜日地区、火・金曜日地区、水・土曜日地区に3分割して週に2回収集しています。燃やせないごみは、市内を10分割し、各月の1・3回目と2・4回目の月～金曜地区に区分し、収集する曜日を指定して月に2回収集しています。

粗大ごみについては、地区割りは行わず全市域を対象に電話やインターネットで受付を行い、戸別に収集しているほか、一定条件を満たしている場合には、職員が家の中から粗大ごみを運び出す「ふれあい収集」も行っています。

表 3-1-15 ごみの収集体制等

	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
収集回数等	週2回	月2回	随時
収集体制	直営 (一部地域委託)	委託	直営
収集方式	戸別収集	戸別収集	電話受付→戸別収集

出典：令和7年度版清掃事業の概要（大和市）

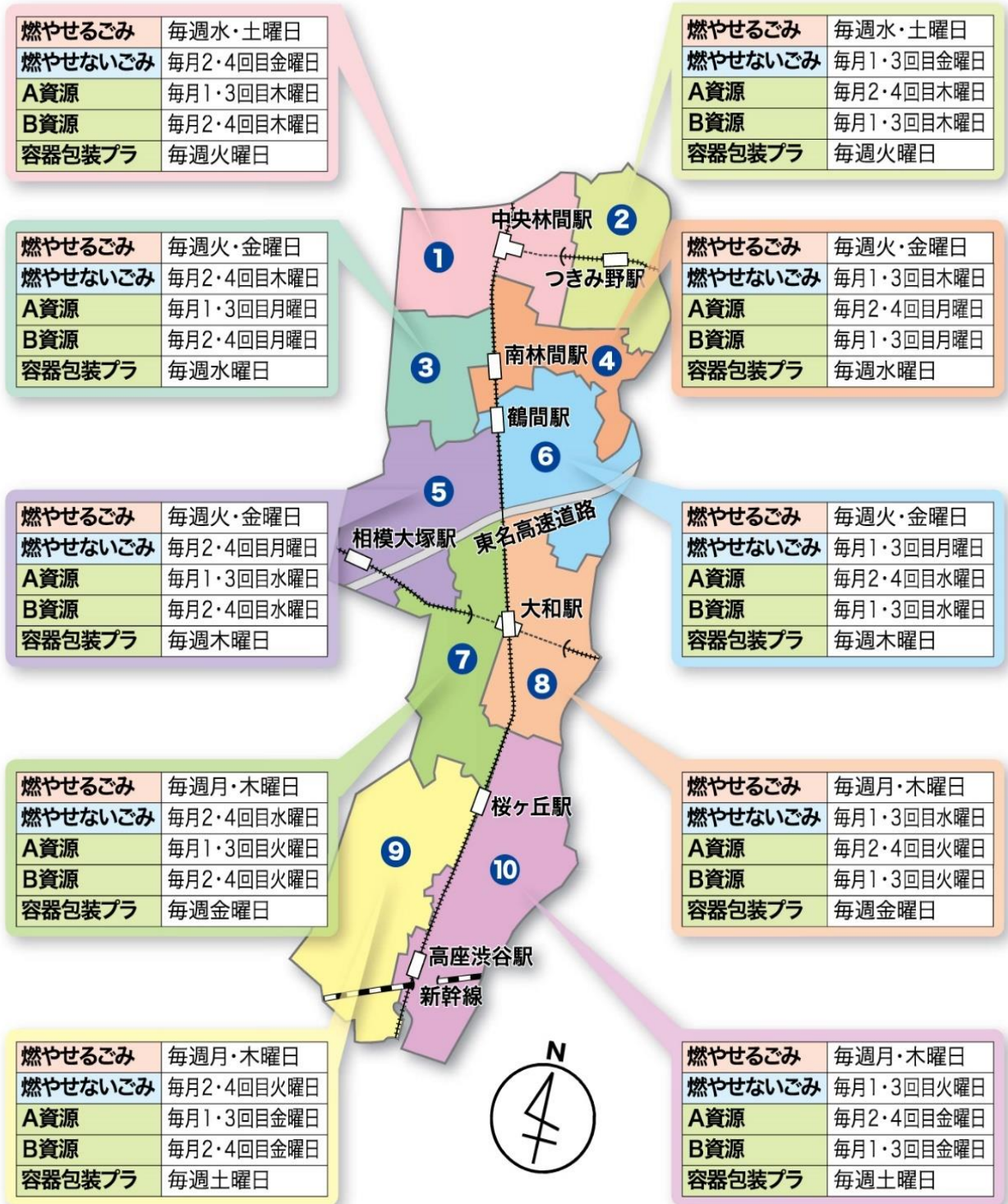
表 3-1-16 ごみの分別区分

区分	分別	ごみの出し方	代表的な商品	備考
有料	燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■収集当日の朝、有料指定ごみ袋に入れ、袋の口を結んで戸建住宅は道路に面した敷地内、集合住宅は決められた場所に出す（祝日も収集します） ■ごみ出し時間の原則は午前8時までですが、収集時間に合わせてごみを出す場合は、収集に間に合うよう早めに出す 	<ul style="list-style-type: none"> ①生ごみ、野菜くず、野菜（たけのこ、とうもろこし等）の皮 ②カセット・ビデオテープ、CD、MD、DVD、レコード ③革製品（靴、ブーツ、バッグ等） ④ゴムビニール製品 ⑤乾燥剤、保冷剤、使い捨てカイロ ⑥ぬれた布、汚れたままの布・衣類 ⑦ぬいぐるみ、座布団、綿入りの衣類 ⑧食用油 ⑨写真、ティッシュなど資源にならない紙類 ⑩プラスチック製品（容器包装プラを除く） ⑪切り花、果物、門松、庭木の実、栽培していた草花 ⑫木くず、木製品（長さ50cm太さ10cm以下） 	<ul style="list-style-type: none"> ※資源にならない紙類 油紙、防水加工紙、和紙、金紙、銀紙、弁当用カップ、感圧紙、複合素材の紙、粘着物のついた紙、匂いのついた紙、シュレッダーで裁断した紙、アイロンプリント紙、汚れた紙など ※プラスチックを含む製品 金属などの複合製品（ボールペン等）でプラスチック部分が多いものは燃やせるごみ。 なお、プラスチックより金属部分が多い場合（ホチキス等）は燃やせないごみ
無料	紙おむつ	<ul style="list-style-type: none"> ■排泄物は取り除いて、透明・半透明の45ℓまでの袋（レジ袋可）に入れる 	①一般家庭で人が使ったものが対象（ペット用は不可）	<ul style="list-style-type: none"> ※外から見ておむつ、尿とりパッドだとわかるように出す ※おむつ、尿とりパッド以外のものは混ぜない
	剪定枝、枯葉・雑草	<ul style="list-style-type: none"> ■ひとつの建物に対して3束まで。指定の太さ、長さ以内にして、ひもでしばる。（1本の太さが10cm以内で1束の長さ50cm直径30cm以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ①剪定枝 ②枯葉・雑草 	<ul style="list-style-type: none"> ※板、材木、木製品は混ぜない ※専門業者に剪定してもらった枝についてはその業者に処分を依頼する（事業系ごみ）
	有害物	<ul style="list-style-type: none"> ■品目ごとに透明・半透明の袋（レジ袋可）に入れて出す 	<ul style="list-style-type: none"> ①使い捨てライター ②蛍光灯 ③水銀体温計・水銀血圧計 ④電球・LED電球 	例外品だけを出す場合は、わかりやすいように出す
無料	資源（A）	<ul style="list-style-type: none"> ■回収当日の朝、午前8時30分までにリサイクルステーションへ出す ■祝日でも回収 	<ul style="list-style-type: none"> ①新聞と折り込みチラシ ②雑誌・本・その他の紙 その他の紙とは…ポスター、カレンダー、パンフレット、学校のプリント、テスト、はがき（写真入り、圧着はがきは除く）、紙封筒（窓空き部分は切り取る）、ノート、画用紙、トイレトーパー・ラップの芯など ③布類 洋服、肌着、靴下、ワイシャツ、タオル、シーツ、毛布、カーテン、毛糸のセーター、端切れ、反物など 	
	資源（B）	<ul style="list-style-type: none"> ■回収当日の朝、午前8時30分までにリサイクルステーションへ出す ■祝日でも回収 	<ul style="list-style-type: none"> ①紙パック（マークが目印） 牛乳やジュースなどの入っていた内側が白色のもの ②紙製容器包装（マークが目印） 紙製容器包装とは、商品を含んでいた紙、商品が入っていた紙箱、紙袋、紙容器など ③空き缶・金物類（2品目） アルミ…アルミ缶、鍋、やかん、フライパン、アルミサッシ枠（ガラス・網は取る）など スチール…スチール缶、スプレー缶（中身が空のもの）、その他の缶（18ℓまで）、フライパン、鍋、ホーロー、クリーニング店のスチールハンガー（束ねて出す）、金物の物干し竿、ステンレス水筒など ④空きびん類（3品目） 生きびん…大和市指定の生きびん 透明びん…無色透明のびん、すりガラスびん 色付きびん…薄い色付きびんを含む （※乳白色を除く、飲料・食料用・飲み薬・化粧品のみ） ⑤ペットボトル（マークのあるものだけ） （※飲料、酒、みりん風調味料、めんつゆ等のペットボトルのみ） ⑥白色トレイ 表・裏両面が白色の食品トレイ （※汚れたままの納豆の容器、色付きトレイは出せない） 	

第3章 ごみ処理基本計画

区分	分別	ごみの出し方	代表的な商品	備考
	資源 (容器包装 プラ)	<ul style="list-style-type: none"> ■回収当日の朝、午前8時30分までにリサイクルステーションへ出す ■祝日でも回収 	容器包装プラで出せるのは、マーク表示があるもの ①袋・ラップ類 ②ボトル類 ③パック・カップ類 ④緩衝材 ⑤その他(ペットボトルのラベル、プラスチック製のキャップ、色付き発泡トレイ)	※容器包装プラで出せないもの ①マークのついていないプラスチックの製品 ②汚れている容器包装プラ ③ペットボトル
	資源 (小型家電)	<ul style="list-style-type: none"> ■回収ボックスに投入できるものは、右記の種類の小型家電のみ 	携帯電話等、ノートパソコン、携帯型音響機器、ゲーム機(携帯型、据置型)、携帯型ビデオカメラ、デジタルカメラ、電気シェーバー、電卓、卓上電話機、ICレコーダー、電子辞書、携帯ラジオ、電動歯ブラシ、これらの付属品(ACアダプター、充電器、リモコン)	※回収ボックスの投入口(約15cmx30cm)に入るものに限り ※左記以外の小型家電は、燃やせないごみで処分する ※テレビなど家電リサイクル法対象品目の処分については「市では収集・処分できないもの」を参照
有料	燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■収集当日の朝、有料指定ごみ袋に入れ、袋の口を結んで戸建住宅は道路に面した敷地内、集合住宅は決められた場所に出す(祝日も収集します) ■ごみ出し時間の原則は午前8時までですが、収集時間に合わせてごみを出す場合は、収集に間に合うよう早めに出す ■燃やせるごみと燃やせないごみの収集時間は異なる 	①ガラス・陶器類 食器、クリスタルガラス、陶器、乳白色のびん、汚れたびんなど ②金属類 小さな金属片、缶詰のふたなど(鍋、フライパン、やかんなどは資源回収品目) ③その他 電気製品など(乾電池・充電式電池・リチウムイオン電池は取りはずす) ④紙に包んでから有料指定ごみ袋に入れて出すもの(中身がわかるように品目を表に書く) 包丁・はさみなど 鏡、割れたガラスなど ⑤有料指定ごみ袋に入れば、燃やせないごみとして出せるもの ストープ・ファンヒーター・ミシン・オーブントースターなど ※有料袋に入らないものは粗大ごみへ	※中身の入っているものは収集不可(缶詰等) ※火災事故発生中 カセットボンベやスプレー缶を出すときは必ず中身を使い切る ※電子たばこなどのリチウムイオン電池によるごみ処理施設や収集車の火災が全国で多発
		<ul style="list-style-type: none"> ■ボタン電池・充電式電池・乾電池の廃棄は絶縁処理して透明・半透明の袋に入れ(レジ袋可)燃やせないごみの日に回収 		
有料	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■戸別収集(有料・電話・インターネットによる申込み制) ■ほかに、ふれあい収集(粗大ごみ収集)、家具の「リサイクル収集」もある 	①40ℓの有料指定ごみ袋に入らないもの(例外品あり) ②おおむね長さが50cmを超えるもの ③下記の大型粗大ごみでないもの	※業務用機器や建設廃材等の事業系粗大ごみは市で収集・処分不可 ※テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンは、市で収集処分不可
	大型粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■電話による申込み ■戸別収集 	①家庭用オルガン、電子ピアノ(キーボード型を除く) ②スチール製物置(床面積が1.65㎡を超え、3.3㎡以下のもの、解体済みもの) ③ソファ(2人掛け以上のもの) ④畳(1畳の大きさのもの)※1回の申込みは6枚まで ⑤たんす、食器棚、本棚等(いずれか一辺の長さが150cm以上(解体する場合は解体前の大きさ)のもの。中は空にする) ⑥ベッド(マットレス付きベッド、2段ベッド、ソファベッド等)	
×	市では収集・処分できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ■大和市環境事業協同組合へ 	エアコン、オートバイ、ガスボンベ(プロパン)、壁紙、ガスレンジ(備付・システムキッチン)、金庫、建設廃材、コンクリートブロック、消火器、除草剤、砂、セメント、洗濯機、タイヤ(自動車・バイク用)、大理石、注射針(家庭で使用)、漬物石、土、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、灯油、砥石、トタン板、ドラム缶、農薬(家庭用)、パチンコ台、灰、パソコン・パソコンモニター、ピアノ、ビールケース、風呂釜、風呂桶、便器、ホイール(自動車・バイク用)、ボウリングの玉、湯沸し器(風呂用)、レンジフード、冷蔵庫・冷凍庫、ワインセラー	

出典：2025・2026年度版 家庭の資源とごみの分け方・出し方



出典：2025・2026年度版 家庭の資源とごみの分け方・出し方（大和市）

図 3-1-9 収集地区表

(4) 中間処理及び最終処分の状況

1) 中間処理・最終処分の方法

一般廃棄物の中間処理として、燃やせるごみは全量焼却し、燃やせないごみ及び粗大ごみについては、破碎前後にその中に含まれる資源物を回収した後、残さを焼却し、ごみの減量化・資源化に努めています。なお、乾電池、蛍光管、水銀体温計等の有害ごみについては戸別収集し、一時保管して専門業者により処理しています。

① 焼却施設

平成6年から中間処理施設として稼働している環境管理センターのごみ焼却施設（450t/日:150t/日×3基）と粗大ごみ処理施設（80t/5h）は、平成20年度から平成27年度、及び令和2年度から令和5年度にかけて、老朽化に伴う延命化事業を実施しました。

環境管理センターでは、焼却炉から出る熱エネルギーを有効かつ効率的に利用するために、発生した蒸気を環境管理センター場内と隣接する引地台温水プールに熱源として供給しています。さらに、蒸気タービン発電機（最大出力 3,100kW）で発電した電力を、環境管理センター場内、引地台温水プール、引地台公園及び引地台野球場へ供給し、余剰電力は東京電力へ売電しています。

② 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設では、破碎前後に燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみから危険物、資源物を回収し、破碎後の残さは燃やせるごみと一緒に焼却しています。

③ 焼却灰の処理・資源化

中間処理後の焼却灰については、薬品処理などにより無害化、安定化させ、県外の民間資源化施設で熔融スラグとして活用（廃棄物焼却灰を高温で溶かしたものを冷却し、固化したものを路盤材等で活用しています。）するなどの資源化を図っています。

④ 資源化及び再商品化

資源物のうちの紙製容器包装、布類、空き缶・金物類、ペットボトル、空きびん類及び白色トレイは、資源選別所（処理能力 4.5t/5h）で選別・成型又は一時保管を行い、新聞・チラシ、雑誌・本及び段ボールは、民間資源化施設で選別・圧縮・梱包し一時保管を行っています。その他プラスチック製容器包装については、手選別による異物除去・圧縮梱包（バール化）を行い、国指定法人に委託し再商品化を行っています。

2) 中間処理、資源化及び最終処分量の推移

ごみ焼却量の推移及び資源回収量（ごみ総排出量のうち資源物として回収されたもの）の推移は図 3-1-10 及び図 3-1-11 に示すとおりです。

ごみ排出量（家庭系ごみ）の推移と同様に、令和 2 年度からの新型コロナウイルス流行の影響により、一時的にごみ量は増加していますが、その後は減少傾向を示しています。

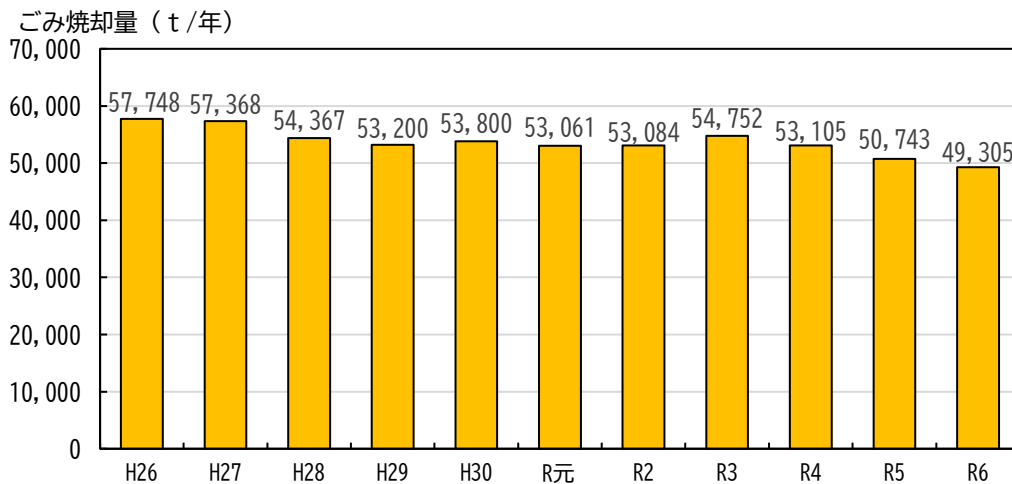


図 3-1-10 ごみ焼却量の推移

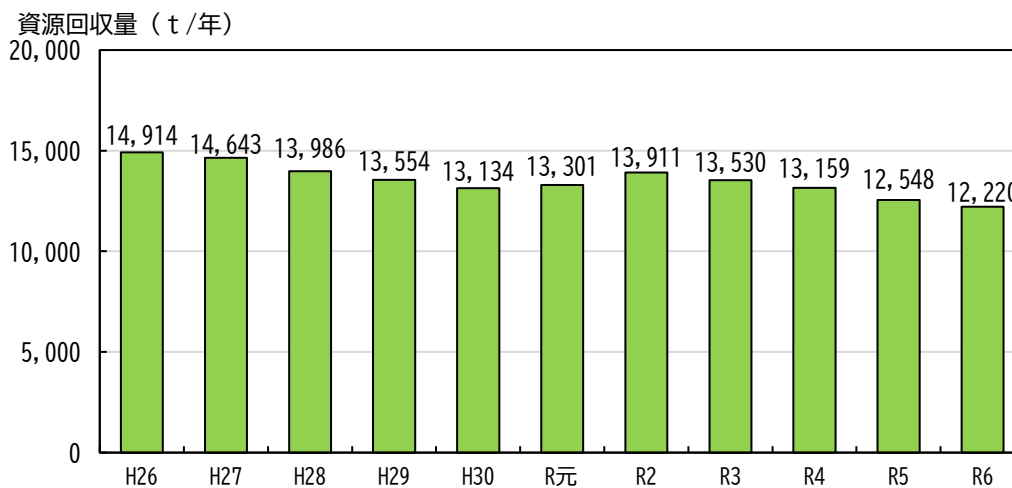


図 3-1-11 資源回収量（焼却灰を除く）の推移

第3章 ごみ処理基本計画

リサイクル率の推移については、図 3-1-12 に示すとおり増加傾向にありましたが、令和2年度をピークに減少傾向へと転じています。

また、焼却灰の発生量及びその処理内訳（埋立量・資源化量）の推移は、図 3-1-13 に示すとおりです。焼却灰の資源化が進んでおり、平成 29 年度以降は焼却灰発生量の約 90%が資源化されています。

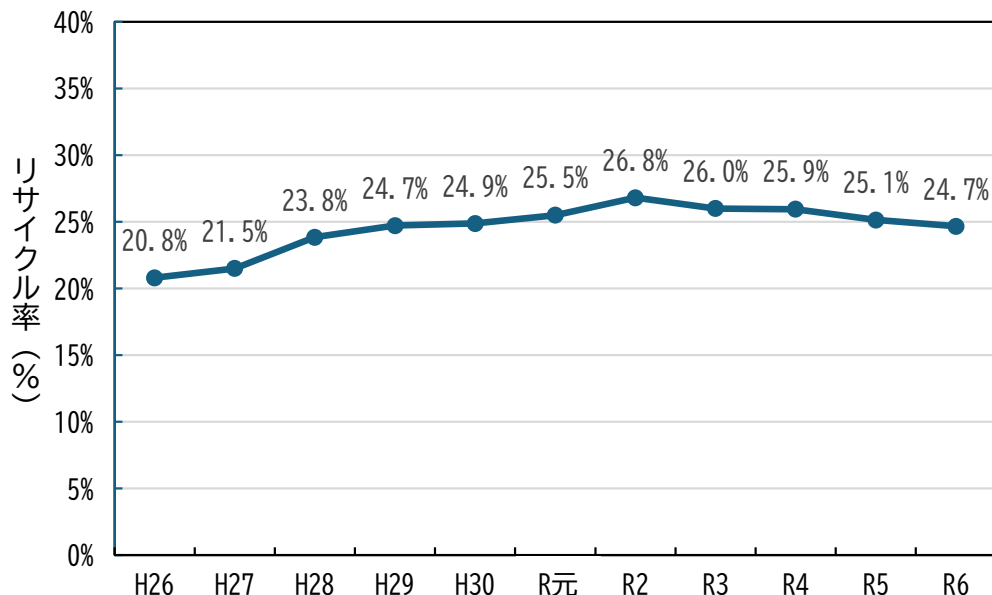


図 3-1-12 リサイクル率の推移

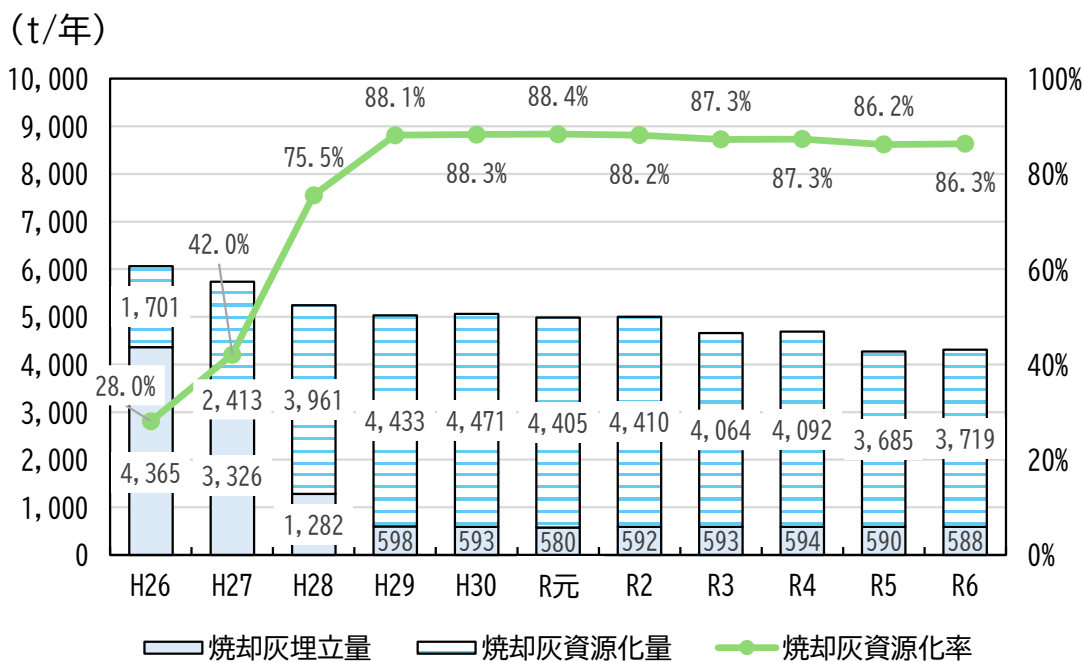


図 3-1-13 焼却灰埋立量及び資源化量の推移

出典：図 3-1-10～3-1-13 は令和7年度版清掃事業の概要（大和市）より作成

(5) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の推移を表 3-1-17 に、1 人 1 日当たり CO₂ 排出量を図 3-1-14 に示します。概ね減少傾向を示していますが、特にプラスチックごみの排出量が多い年度は CO₂ 排出量が増加しています。

表 3-1-17 温室効果ガス排出量の推移

項目		単位	基準年度							
			H25	H26	H28	H30	R2	R4	R6	
一般廃棄物の焼却量	一般廃棄物焼却量（排出ベース）	t	61,698	63,922	54,367	53,800	53,084	53,105	49,305	
	うちプラスチックごみ（乾燥ベース）	t	12,764	11,497	8,306	7,951	9,260	4,464	8,689	
	うち合成繊維（乾燥ベース）	t	904	1,542	968	1,637	1,195	590	1,783	
一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量	CO ₂	プラスチック	t-CO ₂	35,228	31,730	22,923	21,944	25,558	12,321	23,982
		合成繊維くず	t-CO ₂	2,088	3,562	2,235	3,781	2,760	1,363	4,118
	CH ₄	連続燃焼式焼却施設	t-CH ₄	0.16	0.17	0.14	0.14	0.14	0.14	0.13
	N ₂ O	連続燃焼式焼却施設	t-N ₂ O	2.34	2.43	2.07	2.04	2.02	2.02	1.87
一般廃棄物の焼却に伴う CO ₂ 排出量	CO ₂	プラスチック	千t-CO ₂	35.23	31.73	22.92	21.94	25.56	12.32	23.98
		合成繊維くず	千t-CO ₂	2.09	3.56	2.24	3.78	2.76	1.36	4.12
	CH ₄ (CO ₂ 換算)	連続燃焼式焼却施設CH ₄	千t-CO ₂	0.0045	0.0047	0.0040	0.0039	0.0039	0.0039	0.0036
	N ₂ O (CO ₂ 換算)	連続燃焼式焼却施設N ₂ O	千t-CO ₂	0.62	0.64	0.55	0.54	0.53	0.53	0.50
		排出量合計	千t-CO ₂	37.94	35.94	25.71	26.27	28.86	14.22	28.60
	基準年度比	%	-	94.7	67.8	69.2	76.1	37.5	75.4	

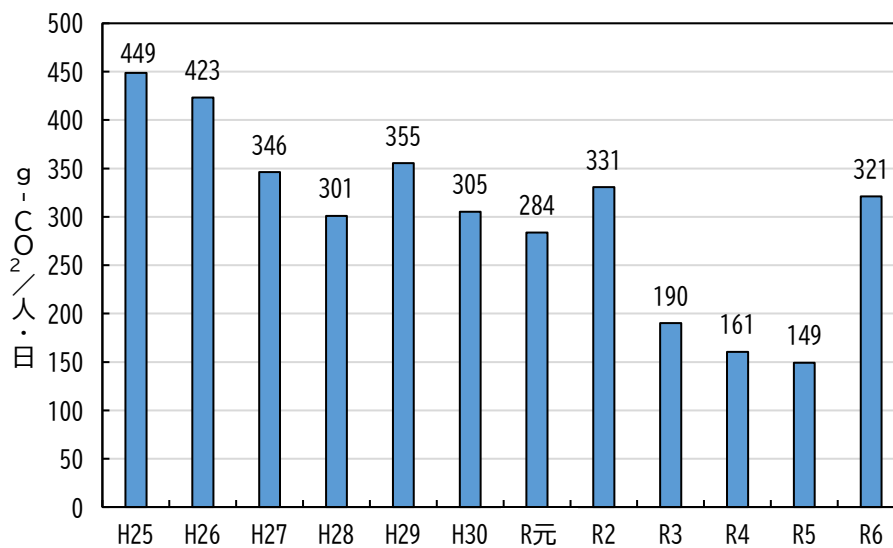


図 3-1-14 1 人 1 日当たり CO₂ 排出量の推移

第3章 ごみ処理基本計画

(6) ごみ処理経費の現状

1) ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費の推移は、表 3-1-18 及び図 3-1-15 に示すとおりです。

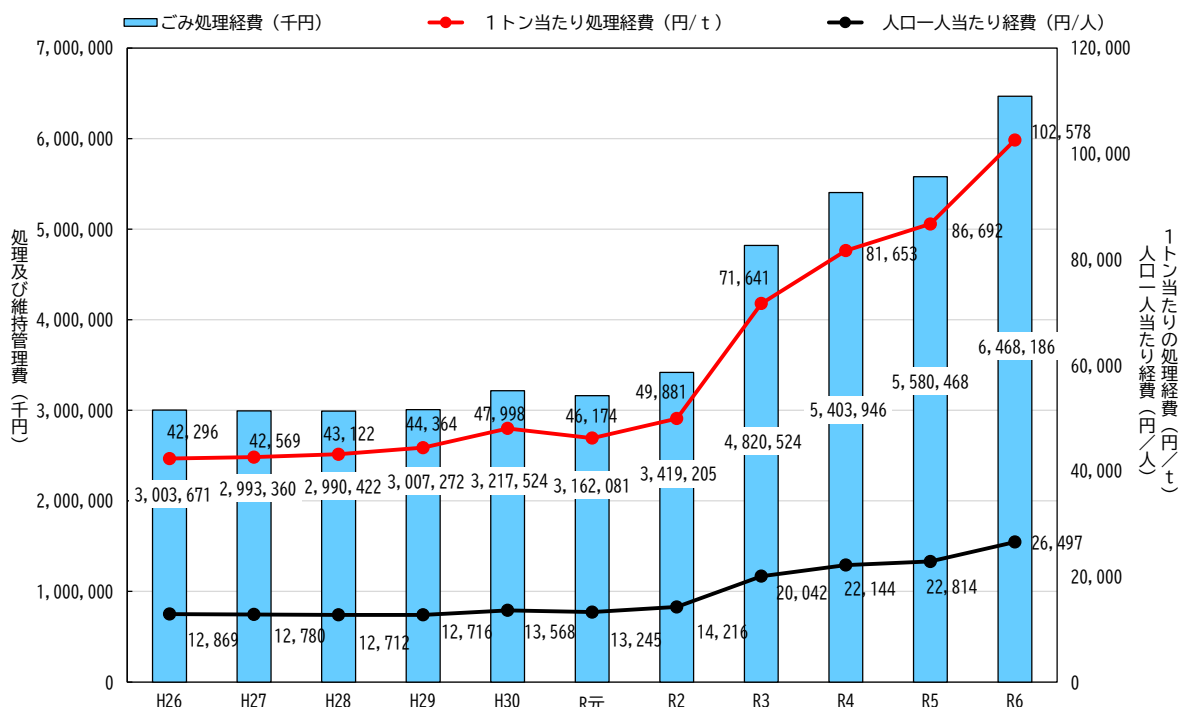
処理及び維持管理にかかる費用は、令和2年度までは、ごみ1トンあたり約45,000円、住民1人あたり約13,000円で推移し、おおむね横ばいの状況が続いていました。

しかし、令和3年度以降は費用が大きく増加しています。これは、大和市環境管理センターにおいて基幹的設備改良工事が実施され、中間処理にかかる経費が増加したことが主な要因です。

表 3-1-18 ごみ処理経費の推移

項目	H26	H28	H30	R2	R4	R6
ごみ処理経費（千円）	3,003,671	2,990,422	3,217,524	3,419,205	5,403,946	6,468,186
ごみ排出量（t）	71,015	69,348	67,035	68,547	66,182	63,056
1トン当たり処理経費（円/t）	42,296	43,122	47,998	49,881	81,653	102,578
人口（人）	233,403	235,238	237,142	240,523	244,034	244,113
人口一人当たり経費（円/人）	12,869	12,712	13,568	14,216	22,144	26,497
ごみ処理経費 合計（千円）	3,003,671	2,990,422	3,217,524	3,419,205	5,403,946	6,468,186

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 3-1-15 ごみ処理経費の推移

2) ごみ処理経費の内訳

「1. ごみ処理経費の推移」で示した、処理及び維持管理費に係る内訳は表 3-1-19 及び図 3-1-16 に示すとおりです。

過去5年間の平均を割合で表すと、人件費が15%、処理費が43%、委託費が42%、車両等購入費が0.2%、その他が0.1%となっています。

表 3-1-19 ごみ処理経費の内訳

項目	(千円)					
	H26	H28	H30	R2	R4	R6
人件費	781,280	705,916	703,163	704,905	626,861	631,443
一般職	242,086	228,157	231,964	252,908	219,125	226,924
収集運搬	447,570	394,183	388,325	389,013	346,337	342,019
中間処理	91,624	83,576	82,874	62,984	61,399	62,500
最終処分	0	0	0	0	0	0
処理費	866,648	623,430	773,030	855,478	2,814,311	3,753,157
収集運搬	136,140	126,602	226,674	140,661	197,496	136,238
中間処理	716,355	482,603	534,260	705,368	2,611,635	3,609,927
最終処分	14,153	14,225	12,096	9,449	5,180	6,992
委託費	1,350,951	1,611,966	1,695,355	1,846,649	1,959,448	2,080,530
収集運搬	731,392	824,635	860,840	963,814	1,089,939	1,170,567
中間処理	579,876	758,550	807,107	855,368	841,981	881,051
最終処分	39,683	28,781	27,408	27,467	27,528	28,912
車両等購入費	0	44,467	42,583	8,368	1,364	1,143
その他	4,792	4,643	3,393	3,805	1,962	1,913
合計	3,003,671	2,990,422	3,217,524	3,419,205	5,403,946	6,468,186

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

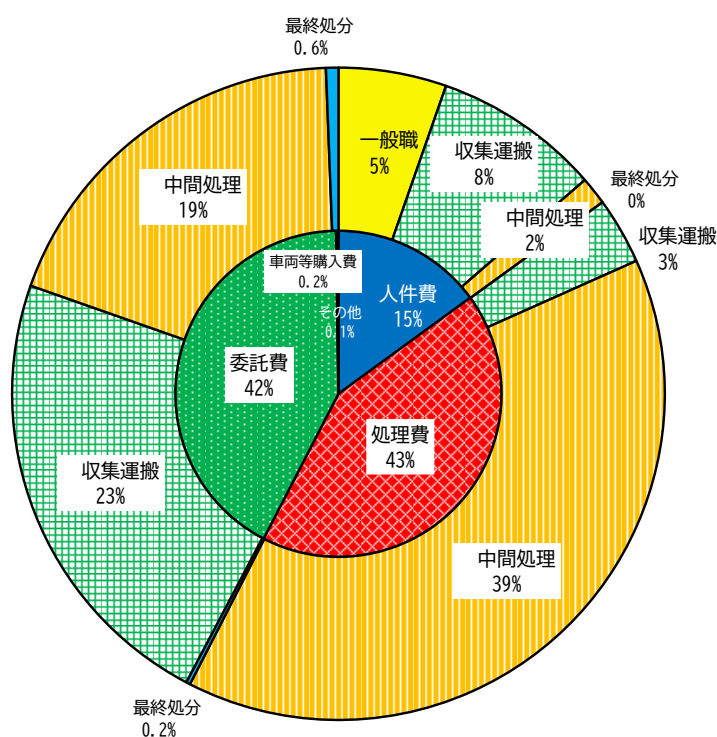


図 3-1-16 ごみ処理費用の内訳割合 (5ヶ年平均)

4. ごみ処理の評価

(1) ごみ排出状況の評価

1) 近隣自治体及び県内自治体との比較

- 近隣自治体の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、528gから641gの範囲となっており、大和市はその中で542gとなっています。
- 大和市は県内で2番目に少なくなっています。

神奈川県中央部に位置する大和市の近隣自治体との比較は表 3-1-20 に、県内自治体との比較は図 3-1-17 に示すとおりです。

表 3-1-20 近隣自治体の排出量（令和5年度実績）

自治体名	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源を含む) (g/人・日)
大和市	244,606	64,371	542
海老名市	140,170	35,443	528
座間市	132,075	31,990	551
茅ヶ崎市	247,588	63,236	571
藤沢市	443,986	123,158	583
平塚市	258,463	73,948	589
綾瀬市	82,929	21,890	595
厚木市	224,058	64,165	595
逗子市	58,541	16,665	601
鎌倉市	175,953	53,894	625
秦野市	161,278	44,902	627
伊勢原市	100,128	28,183	641

出典：令和5年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

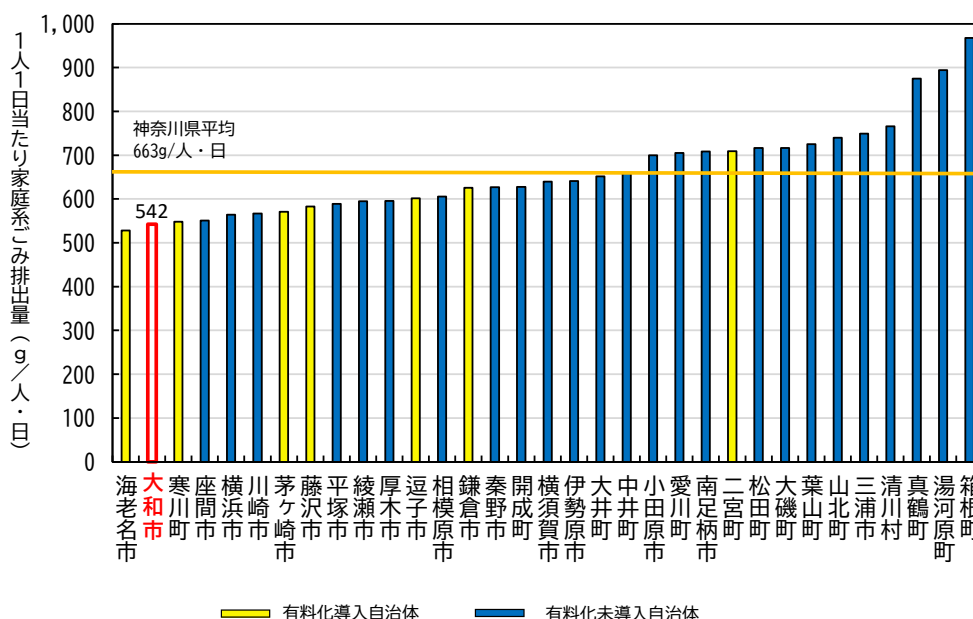


図 3-1-17 神奈川県内市町村の1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源を含む）

2) ごみ排出状況の評価

- 1人1日当たりごみ総排出量は719g、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源を含む）は542gと、どちらも「全国」、「神奈川県」及び「類似自治体」より少ない結果となりました。
- リサイクル率は、25.1%で、「全国」、「神奈川県」及び「類似自治体」よりやや高い結果に留まっています。
- ごみ1トン当たりの最終処分量は、0.009t（9kg）であり、「全国」、「神奈川県」及び「類似自治体」より圧倒的に低い結果となりました。
- 1人当たりのごみ処理経費（基幹的設備改良工事費を除く）は、13,437円であり、「神奈川県」及び「類似自治体」より高い結果となりました。

大和市のごみの排出量、処理経費の評価結果は以下のとおりです。

(a) 評価方法

環境省が提供する「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用い、類似する都市形態・産業構造・人口規模を持つ自治体を抽出し、比較評価を行いました。

類似自治体の抽出にあたって設定した条件は、以下のとおりです。

- ・ 大和市と同様の都市形態及び産業構造であること
- ・ 人口規模が大和市と近い（20万人～30万人）こと
- ・ 経費の按分を要しない単独自治体で処理を実施していること

上記条件に該当する自治体として、表3-1-21に示す9自治体を抽出しました。

表3-1-21 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールにて抽出した類似自治体

地域区分	類似自治体	自治体数
北海道	なし	0
東北	なし	0
関東	つくば市、伊勢崎市、太田市、春日部市	4
中部	長岡市、富士市	2
近畿	加古川市、宝塚市	2
中国	なし	0
四国	なし	0
九州	佐賀市	1
計		9

第3章 ごみ処理基本計画

(b) ごみ総排出量・ごみ処理経費等の評価

ごみ総排出量・ごみ処理経費等の評価は、大和市と「全国」、「神奈川県」及び「類似自治体」との比較を行いました。

各評価項目における比較結果は図 3-1-18 のレーダーチャート及び表 3-1-22 に示すとおりです。また、1人1日当たりごみ総排出量及び1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源を含む）の類似自治体との比較を図 3-1-19 に示します。

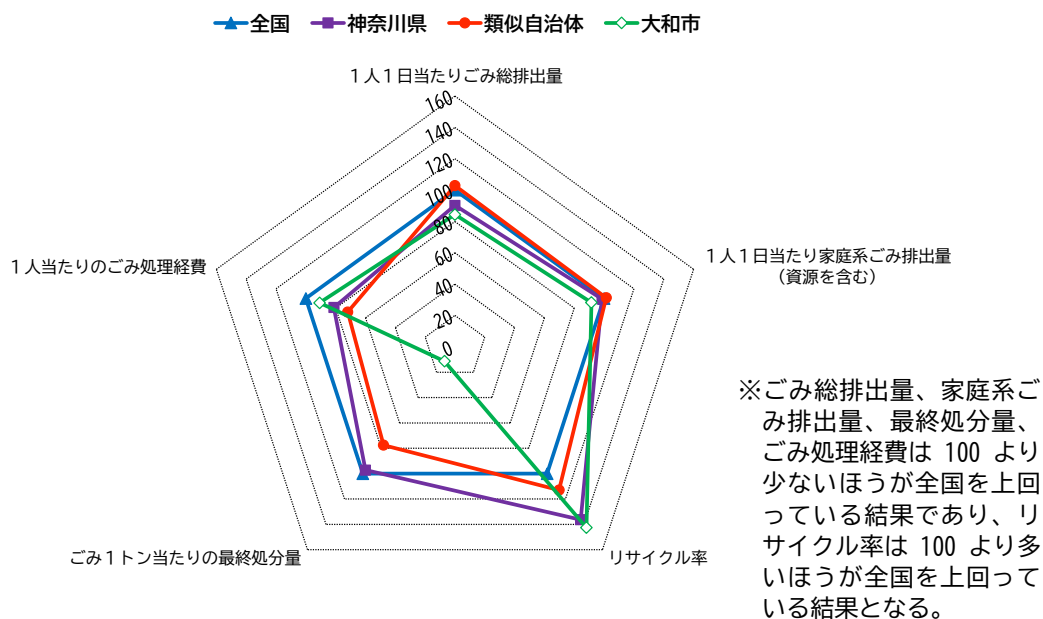


図 3-1-18 全国の平均値を 100 とした場合の相対値

表 3-1-22 ごみ総排出量・ごみ処理経費等の評価（令和 5 年度実績）

項目	単位	全国	神奈川県	類似自治体	大和市
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	851	769	876	719
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源を含む)	g/人・日	592	584	601	542
リサイクル率	%	17.6	24.0	19.9	25.1
ごみ1トン当たりの最終処分量	t/年	0.081	0.079	0.063	0.009
1人当たりのごみ処理経費	円/人・年	14,799	12,017	10,649	13,437

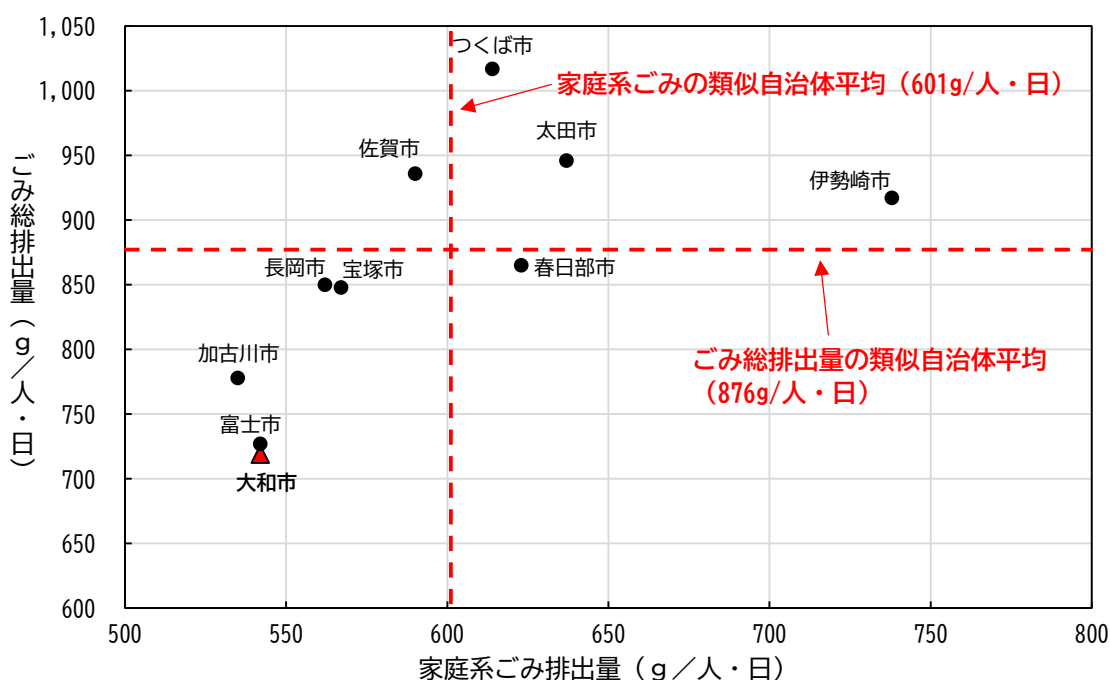


図 3-1-19 ごみ総排出量及び家庭系ごみ排出量（資源を含む）の類似自治体との比較

(2) 目標達成状況

旧計画で設定した本市の目標値及び、国・県の目標値に対する令和6年度の達成状況について、表3-1-23及び表3-1-24に示します。

なお、(1)では「令和5年度一般廃棄物処理実態調査」の数値を使用していましたが、ここでは下記の定義に基づき、本市が把握しているごみ量及びリサイクル率の数値を用いています。

市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)

$$= \text{家庭系ごみ排出量(資源を除く)} (\text{t/年}) \div \text{人口} (\text{人}) \div \text{年間日数} (\text{日}) \times 1,000,000$$

$$\text{リサイクル率} (\%) = \text{総資源化量} (\text{t/年}) \div \text{ごみ総排出量} (\text{t/年}) \times 100$$

$$\text{総資源化量} = (\text{資源分別回収量}) + (\text{焼却灰資源化量}) + (\text{その他のリサイクル量})$$

$$\text{ごみ総排出量} = (\text{家庭系ごみ}) + (\text{事業系ごみ}) + (\text{資源分別回収量})$$

表 3-1-23 旧計画の目標値の達成状況

目標	令和7年度(目標年度)	令和6年度(現状値)	達成状況
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	438 g/人・日	396 g/人・日	達成
リサイクル率	32.2%	24.7%	未達成

表 3-1-24 国・県の目標値の達成状況

目標		目標年度	目標値	大和市		備考
				令和6年度	達成状況	
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	全国	令和12年度	約478g/人・日 (資源を除く)	396g/人・日 (資源を除く)	達成	廃棄物処理法基本方針
	神奈川県	令和12年度	約608g/人・日 (資源を含む)	533g/人・日 (資源を含む)	達成	神奈川県循環型社会づくり計画
リサイクル率	全国	令和12年度	約26%	24.7%	未達成	廃棄物処理法基本方針
	神奈川県	令和12年度	28.0%		未達成	神奈川県循環型社会づくり計画

(3) 施策の評価

平成28年(2016年)3月に策定した旧計画では、令和2年度を中間目標年次、令和7年度を計画目標年次として各目標を定めています。

旧計画が定めた目標及び施策、各施策の実施状況に係る評価について示すと、以下のとおりです。

<p>【評価凡例】</p> <p>◎：<u>効果あり又は積極的に実施したもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内において、施設や成果物の完成や〇〇率・〇〇量の増加・減少など、形として示せるものがある。 ・基本的に検討で終わっているものは対象外だが、検討の結果、ごみ減量等に資する前向きな結論を得て、実施年度等を決定したもの。 <p>○：<u>実施したもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載のと通りの施策を実施したが、計画期間内において客観的な結果を残せなかったもの(検討等)。 ・従前から実施しており、計画期間内に特に推進した訳ではない施策。 ・形や数字として示せても、市の施策の結果と言えないもの(RS数等) <p>△：<u>一部実施したもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討するとしたものの中で、実施・推進に至る動きが少ない、若しくは実施・推進しない方向の結論を得たもの。 <p>×：<u>実施しなかったもの</u></p>
--

1) 発生抑制、再使用及び再生利用計画

(a) 3Rの推進

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
発生抑制の施策の推進	・発生抑制の施策を推進し、それでも発生するごみは再使用、再生利用、最終的に残るごみは熱回収。	○

(b) 発生抑制の推進

①市民及び事業者への情報提供等

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
情報の提供	・ホームページへの掲載による情報提供を実施。	○
ごみの発生抑制の啓発	・ホームページへの掲載による情報提供を実施。	○
ごみ及び資源物の排出方法の周知及び指導	・「2025・2026 年度 家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレット及びカレンダーの全戸配布を実施。 ・スマートフォン用「大和市ごみカレンダーアプリ」やホームページに掲載。	○

②学校教育との連携

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
施設見学における環境学習の実施	・施設見学に訪れる小学生4年生に対し、ごみの減量化、資源化等の重要性に関する説明を実施。	○
副読本作成のための資料提供	・市内小学生4年生の社会科副読本において、ごみ・リサイクル関連記事を掲載し、令和7年4月に改訂。	○
「やまとみどりの学校プログラム」による学習の支援	・小・中学生の自発的な学習の支援など、学校教育と連携を図った環境教育を実施。	○
環境ポスターによる啓発	・市内小学校の全学年の生徒を対象に、大和市環境美化ポスターコンクールを実施。優秀な作品を表彰及び展示することにより、環境意識の普及啓発に資することを目的とする。	○

③環境学習の充実

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
出前講座等の実施	・ごみやリサイクルに関心を持つ市民の要望に応え、出前講座等を実施したほか、研修会や講演会等を開催。	○
環境学習プログラムの整備	・子どもたちが自発的に身近な環境保全活動に取り組み、自然や人を感じる心を養い、環境問題を正しく認識できる知識を培い、仲間と協力し合いながら行動できる能力を身につけていく「やまとみどりの学校プログラム」を実施。	○

④啓発イベント等の実施

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
イベント内容の充実等	・大和市環境フェア、大和市民まつり等において、ごみの発生抑制に関する啓発イベントを実施。	○

第3章 ごみ処理基本計画

⑤市民、事業者及び本市の連携

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
美化キャンペーンの実施	・「美化推進月間グリーンキャンペーン」や「スポ GOMI (スポーツごみ拾い)」を実施。	◎
ごみ及び資源物の排出ルールの徹底	・自治会、集合住宅の所有者又は管理者と連携しルールを徹底。	○
ごみの発生抑制の推進	・生ごみの発生抑制推進を図り、生ごみ処理容器の補助や、ドギーバッグのPR等を実施。	○

⑥市民活動等への支援

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
生ごみ処理容器等の購入補助	・家庭及び事業者での生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費用に対し助成(補助)を実施。	○

⑦不法投棄防止対策

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
パトロールの実施等	・不法投棄防止用の啓発看板の無償配布を実施。 ・不法投棄が多い地点を中心に、定期的に巡回パトロールを実施。	○
管理者責任の周知及び防止対策の指導	・不法投棄頻発箇所に24時間撮影できる監視カメラを設置。	○
法的対応の検討	・不法投棄の罰則について、ホームページに掲載。	○

⑧事業者への指導等

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
事業者への指導	・事業者がごみを搬入する際、搬入物検査を実施して再資源化可能なものが燃やせるごみへ搬入されないようにし、ごみの減量化・資源化を推進。 ・多量排出事業者に対して、「減量化等計画書」の提出を依頼し、計画的にごみの減量化が図られるよう指導。	○
事業者への協力の要請	・事業者に啓発リーフレット等を配布し減量化・資源化の啓発を実施。	○
事業系ごみの発生抑制策の検討	・事業系ごみの資源化ルートへの移行を促すため、処理手数料の見直しについて検討。	○

⑨環境事業推進員の育成

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
研修等の実施	・環境事業推進員の円滑な活動に資する研修等を実施し、地域特性に応じたごみの減量化活動、美化活動等を推進。 ※自治会負担軽減等の理由から令和4年度で廃止	○

⑩市の自主的取り組み

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
やまとEMSの推進	・市役所本庁舎など市が使用、管理している施設において大和市役所環境マネジメントシステム「やまとEMS」を運用。	○
発生抑制の徹底	・不必要な印刷及びコピーを控え、紙使用を削減するなどを「やまとEMS」の運用の中で徹底。	○

①一般廃棄物処理手数料の検証

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
適正な手数料の検証	・事業系ごみの資源化ルートへの移行を促すため、処理手数料の見直しについて検討。	○

(c) 再使用の推進

①市民の自主的取り組み

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
市民の取り組みの促進	・ホームページへの掲載による情報提供を実施。 ・不用となった家具や家電、雑貨等を、地元で必要としている人に譲渡・売却できるサービスを展開する株式会社ジモティーと協定を締結。	◎

②事業者の自主的取り組み

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
事業者の取り組みの促進	・大和市社会福祉協議会により、市民や企業等に不要となった食料品の寄附を呼びかけ、生活に困窮する方や子ども食堂運営団体等を対象に寄附された食料品の提供(フードドライブ)を実施。	○

③市の自主的取り組み

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
再使用の徹底	・やまと EMS により事務用品などの再使用を徹底し、物品購入の際にはエコマーク商品、グリーン購入等を推進。	△

(d) 再生利用の推進

①資源化の推進

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
紙及び布類の資源化促進	・「家庭の資源とごみの分け方・出し方」、スマートフォン用「大和市ごみカレンダーアプリ」及びホームページで更なる分別を周知。	○
資源物の排出箇所数の増設等	・小型家電回収ボックスについて、中央林間東急スクエアなど民間施設を含め回収箇所を増設。	◎
その他のプラスチック製品の資源化の検討	・次期大和高座循環型社会形成推進地域計画に、令和 13 年度中までにプラスチック資源循環法に基づいた再商品化を実施する方針を記載することで海老名市、座間市、綾瀬市、高座清掃施設組合と合意。	○

②生ごみ等の資源化

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
生ごみ処理容器等による資源化の促進	・家庭及び事業者での生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費用に対し助成(補助)を実施。	○
学校給食の調理くず、食べ残しの資源化	・学校給食単独調理校で発生する生ごみを、生ごみ処理機で堆肥にし、それを使って市内農場で農作物を育て、その農作物を再び学校給食に利用するという、「資源循環システム」の効果を検証し、普及啓発を実施。	○
資源化方法等の検討	・生ごみ等の分別収集・資源化について新たに行う事は困難であり、生ごみ処理容器等の普及促進による、各家庭での資源化で対応。	△

③剪定枝の資源化

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
剪定枝資源化への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系の剪定枝について、平成27年度から平成30年度まで実証実験を行い、有効かつ効率的な資源化手法について検討。 ・家庭系の剪定枝について、収集運搬、引渡し方法、資源化先の確保について検討。 	△

2) 収集及び運搬計画

(a) 効率的な収集及び運搬体制の構築

①収集及び運搬体制の検討

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
調査、研究及び見直しの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の戸別回収について、市民アンケート調査、先行実施自治体の視察、資源選別所施設整備工事の設計、自治会連絡協議会との意見交換を実施。 	○
業務の委託範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみについて収集業務委託の拡大を実施。 	○

②収集方法の見直し

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
ごみ及び資源物の収集方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の戸別回収について、回収品目の再構築や中間処理施設の整備の実施に向けた課題を整理。 	○

(b) 分別区分及び収集方法の検討

①ごみ及び資源物の分別区分の検討

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
資源品目の追加等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・次期大和高座循環型社会形成推進地域計画に、令和13年度中までにプラスチック資源循環法に基づいた再商品化を実施する方針を記載することで海老名市、座間市、綾瀬市、高座清掃施設組合と合意。 	○

②資源物の回収方法の検討

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
戸別回収の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのより一層の減量化及び資源化の推進、市民及び自治会の負担軽減等を考慮し、資源の戸別回収について検討。 	○

(c) 収集車両の整備

①整備の方向性

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
環境負荷の少ない車両の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の更新にあたり順次低公害車に切り替えているが、電気自動車やLPG車等の次世代低公害車等の導入は未実施。 	△

3) 中間処理利用計画

(a) 中間処理体制

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
効率的で環境に負荷をかけない中間処理体制の構築	・令和元年7月より容器包装プラ圧縮梱包設備を環境管理センターに導入し、外部中間処理委託と併せ、市内から発生する容器包装プラを100%資源化。	◎

(b) 施設の適正な運転、管理等

①施設の効果的運用及び適正な管理

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
適正なごみ搬入の管理	・大和市受入基準に則り、市外のごみなど基準外のものが入入されないよう管理。	○
適正な運転及び管理の実施	・環境管理センターにおいて、適正な管理・運営を行い、安定したごみ処理を継続。 ・大気汚染物質の発生抑制を徹底。	○
災害廃棄物への迅速かつ適正な処理等	・災害廃棄物処理計画を策定。	○

(c) 効率的かつ適正な処理

①燃やせるごみの処理

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
木製家具の再使用の推進	・再使用可能な木製家具の「リサイクル収集」を実施。	○
安全かつ衛生的な適正処理の推進	・燃やせるごみを焼却。	○
処理技術の向上	・公益社団法人全国都市清掃会議に加盟し、全国の市町村の処理施設更新事例等の研究と情報収集。	△

②燃やせないごみの処理

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
資源物の回収	・燃やせないごみに含まれる資源物を、手選別及び機械選別により可能な限り回収。	○
有害ごみの最適処理の推進	・乾電池、蛍光灯、水銀体温計、電球等の有害ごみは、破砕機で粉砕する前に回収。 ・多くの自治体に先駆け、平成31年4月よりリチウムイオン電池等の充電式電池の分別回収を実施し、排出者に絶縁処理の実施を義務化。	◎

③資源物の処理

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
資源化手法の検証	・本市に最も適した資源化を実施するため、資源化手法を検証。	△
その他プラスチック製容器包装の資源化率向上	・令和元年7月より容器包装プラ圧縮梱包設備を環境管理センターに導入し、外部中間処理委託と併せ、市内から発生する容器包装プラを100%資源化。	◎
資源物の適正な処理の推進	・品目ごとに本市の資源化施設及び民間資源化施設で必要に応じ再選別、圧縮・梱包し、一時保管後に再生処理業者に引き渡し、適正に処理。	○

第3章 ごみ処理基本計画

④熱エネルギーの利用

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
温水熱源及び発電への有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理センターにおいて、ごみ焼却時に発生した熱エネルギーを回収・発電を行い、施設内及び余熱利用施設において電力及び温水熱源を有効活用。 ・余剰電力は電気事業者に売却し、売電収入を確保。 	○

⑤処理困難物の処理

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
処理困難物・有害廃棄物への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・回収・適正処理ルート確保を推進し、処分方法に関する適切な情報を市民向けに公開。 	○

⑥大和高座ブロックでの広域処理

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・大和高座ブロックの2箇所のごみ焼却施設を「1ブロック2システム」ととらえた広域処理システムを継続。 	○

(d) ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設、資源化施設の補修計画

①維持補修計画

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
計画に基づく補修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模維持補修計画（長寿命化計画）に基づき、基幹的設備改良工事を含む更新補修や定期補修を実施。 	○

4) 最終処分計画

(a) 最終処分計画のめざすべき方向性

①焼却灰の資源化等の推進

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
焼却灰の資源化等の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・民間処理施設への委託により全量資源化。 ・全量資源化に伴う緊急時等のリスク回避について検討。 ・新たな資源化施策の動向について情報収集。 	△

5) 次期施設整備計画

(a) ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の整備

①施設整備の考え方

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
施設規模等の検討	・次期ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の規模、必要な設備等を検討するため、新たな機器、技術等の情報を収集。 ・ごみの量、組成割合の変化、環境への負荷等を考慮した処理システムを検証し、整備期間中の安定的なごみ処理の維持等の課題を整理するとともに、更新手法について検討。	○
施設建設場所の検討	・現環境管理センターの敷地内での建設手法について検討。	△
資源物の中間処理の検討	・次期ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設について、資源物の中間処理を含めて検討。	△
新技術の調査研究	・令和 20 年付近に予定される処理施設の更新時における CCUS*等の導入可能性について調査研究。	△

※CCUS とは

「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略で、二酸化炭素回収・有効利用・貯留を指し、焼却施設等からの排ガス中の二酸化炭素を分離・回収し、有効利用、又は地下へ貯留する技術のことです。

(b) 資源物の中間処理施設の整備

①施設整備の考え方

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
施設の整備内容の検討	・資源回収対象品目、回収量等を勘案した資源化施設の整備計画を策定。	○

(c) 最終処分場の確保

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
新たな最終処分場の確保の検討	・民間委託による焼却灰の資源化を実施し、市内での新たな最終処分場の確保については継続的な検討を実施。	△

(d) 有機性廃棄物の資源化

①施設整備の考え方

旧計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
処理システム等の検討	・有機性廃棄物処理施設の規模を検討するため、他市の有効な取り組み、事例等、有害廃棄物の資源化技術又は用途に関する情報を収集。	○

5. 課題の抽出

(1) ごみの発生抑制及び資源化

① 少人数世帯の増加による家庭系ごみ排出量の増加傾向について

内閣府の「高齢社会白書」によれば、高齢化の進行とともに1人世帯が増加しているという全国的な傾向が見られます。

また、総務省の家計調査や農林水産省・環境省の調査では、1人世帯は複数人世帯に比べて食料支出や食品ロスが多い傾向にあることが示されています。(p17 表 3-1-4)

さらに、環境省の「環境白書」においても、世帯人数が少ないほど1人当たりのごみ排出量が多くなる傾向が指摘されており、世帯の少人数化と世帯数の増加は、家庭系ごみが増加する要因となります。

本市においても、過去の国勢調査結果(p10 表 2-2-2)から、65歳以上の高齢者人口比率及び1人世帯比率が年々上昇していることが確認されています。

このような人口構成の変化を踏まえると、市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標設定等には、今後さらに少人数世帯が増えるという社会情勢を加味した対応が求められます。

② 事業系ごみの減量化について

これまで、市が処理している事業系ごみには、民間で資源化が可能なものも多く含まれています。こうしたごみが市の施設に持ち込まれる背景には、市の処理手数料が相対的に安価であるため、事業者にとってコストを抑えやすいという側面がありました。

例えば、紙やプラスチックなどは、民間のリサイクル業者を通じて再資源化できるにもかかわらず、手数料が安いことで、そのまま「ごみ」として市のごみ焼却施設に搬入されているケースが見られました。

そのため、市の事業系ごみの処理手数料を適正な水準に適宜見直すことで、事業者による資源化の選択を促し、資源の有効活用とごみ処理施設の負担軽減を図る必要があります。

こうした見直しを通じて、事業系ごみの適正排出と資源化をより一層進めるための仕組みづくりと、事業者との連携強化につなげていくことも求められます。

③ 循環型社会の形成に向けた協働の必要性

循環型社会の実現には、ごみの発生を抑制し、資源の有効活用を進めることが不可欠です。

そのためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を果たし、連携して取り組んでいくことが重要です。

市民は環境にやさしい生活を実践し、事業者は環境に配慮した製品の開発、販売等に取り組み、本市は、ごみの発生抑制に関する意識啓発、情報の提供及び共有化、本市に適し

たりサイクルシステムの構築（資源物を排出しやすい環境の整備、新たな資源品目の追加などの検討）等に努め、三者がそれぞれの役割のもと連携することが求められます。

（２）収集及び運搬

ごみのさらなる減量化・資源化や、市民の利便性の向上を図るためには、資源化のために分別回収する品目の追加や収集・運搬方法の見直しなどを継続的に検討していく必要があります。

① ごみ収集及び資源回収と市民・自治会の関わり

現在、本市では、家庭から出されるごみを「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」「資源」に分類し、適切に収集・運搬しています。このうち、資源についてはリサイクルステーションで回収し、それ以外は戸別回収を行っています。

市民の意識について把握するために令和６年度に実施したアンケート結果によると、資源の回収方式については、約６割が「現在のリサイクルステーション制度を維持するべき」と回答していますが、一方で全体の回答者の７割以上が地域の自治会によるリサイクルステーションの管理に関わっていないことも分かりました。

また、宅地化の進展により、地域でリサイクルステーションの用地を確保することが難しくなっており、お住まいから離れたリサイクルステーションまで資源を運ばなければならない地域があることや、高齢等の理由によりリサイクルステーションの管理を協力できる方が減少しており、これまでの資源回収方式の維持は困難になっている状況です。

このような課題を踏まえ、資源の戸別回収方式の導入も含めた、解決方法を検討していくことが求められます。

② 高齢者や障がいのある方への配慮と今後の対応

高齢者や障がいのある方は、ごみや資源を出すことを負担に感じている、という意見もあります。

ごみのさらなる減量や資源化の推進を図る上でも、誰もが利用しやすい収集・回収方法の検討が重要です。

今後は、そうした多様な市民ニーズに配慮した資源回収体制のあり方について、費用対効果や公平性の視点も踏まえながら、検討を進めていく必要があります。

(3) 中間処理

① 施設の現状と稼働年数

本市の中間処理施設は、環境管理センター（平成6年3月竣工）と資源選別所（平成5年12月竣工）があり、いずれの施設も稼働後30年以上が経過しています。

ごみ及び資源物の中間処理を適正かつ効率的に行い、ごみの減量化・資源化を推進するためには、安定的かつ安全な施設の整備と適切な維持管理が不可欠です。

このため、定期的な点検や補修に加えて、計画的な維持補修を行うことが求められます。

本市の環境管理センターでは、平成17年度に精密機能検査を実施し、その結果に基づいて維持補修計画を策定。平成20年度から平成27年度の8年間で計画的な補修を行いました。さらに、令和2年度から令和5年度にかけて基幹的設備改良工事を実施しています。

現在、本市の中間処理施設は、この計画的な維持補修やごみ減量化による焼却負荷の軽減、施設の適切な運転管理の継続により、設備の健全度が保たれている状況にあることから、今後は施設の更なる延命化や施設更新の手法等について検討する必要があります。

② 施設の延命化と広域処理の可能性

令和6年3月に国から発出された「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」においては、300t/日以上処理能力を有する施設の整備が示されており、2050年を見据えたさらなる広域化・集約化の推進が求められています。

こうした国の方針や将来の社会構造の変化を踏まえ、災害・緊急時にも対応可能な体制整備、安定的かつ効率的なごみ処理の実現、財政負担の軽減といった観点から広域処理体制の構築に向けた検討が必要です。

そのため、既存の「大和高座ブロック」にとどまらず、他の近隣自治体も含めた広域的な連携の可能性について視野を広げ、検討を進めていく必要があります。

(4) 最終処分

本市から排出される焼却灰等については、熔融スラグとしての資源化により処理を行うとともに、緊急時に備えたりスク管理のため一部については県外の最終処分場への埋立を行っています。なお、市内の上草柳最終処分場については平成28年度をもって埋立を完了しています。

焼却灰の処理については、資源循環型社会の形成や環境負荷の低減を図る観点から、資源化を推進しており、今後も安定的な最終処分を継続していくために、焼却灰の新たな資源化手法や緊急時に対応可能な最終処分の方策等について、継続的な検討が必要です。

あわせて、広域処理体制の見直しや災害廃棄物処理への備えなど、持続可能な処分の在り方についても、引き続き検討していくことが求められます。

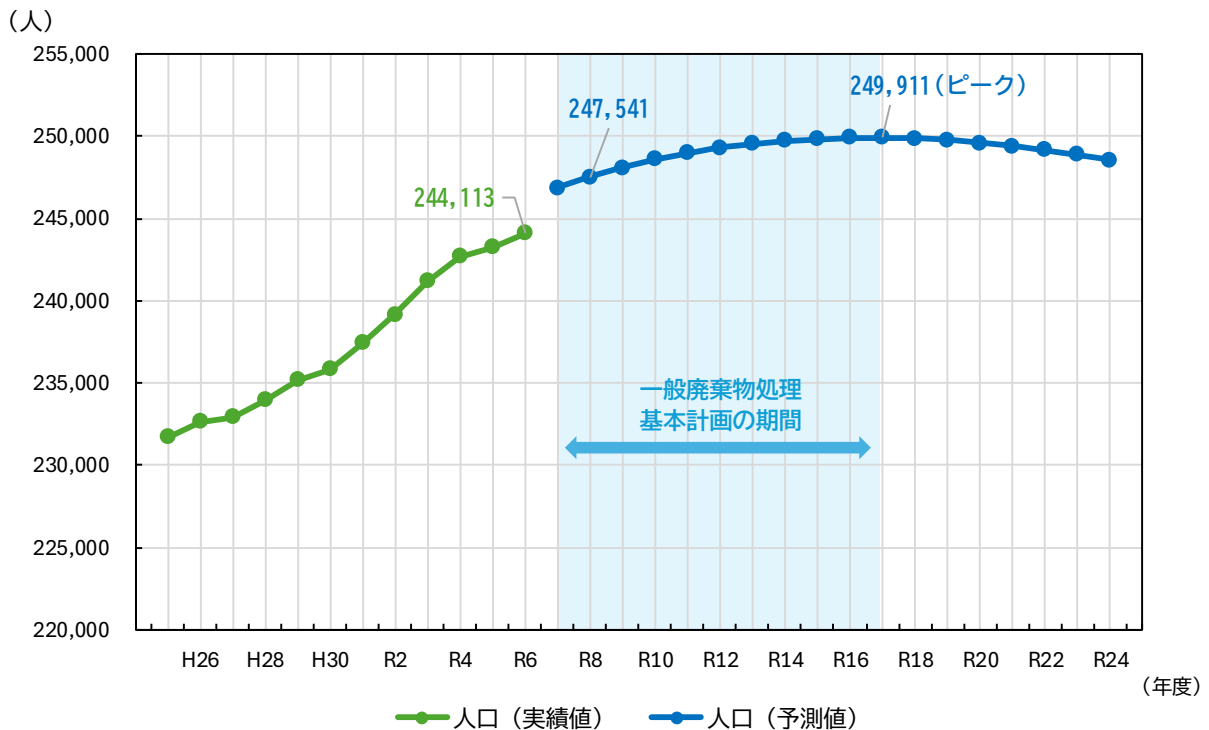
第2節 ごみ排出量の将来予測

1. 人口の予測

将来人口予測は、「第10次大和市総合計画（令和7年2月）」で示されている将来人口を使用します。

本市の人口は、本計画の開始年度である令和8年度（2026年度）に247,541人となり、目標年度の令和17年度（2035年度）には249,911人でピークを迎えた後、減少に転じる見込みです。

将来人口の推計結果は図3-2-1に示すとおりです。



※令和7年度版清掃事業の概要（大和市）及び第10次大和市総合計画（令和7年2月）の将来推計人口より算出

図3-2-1 将来人口の推計結果

2. ごみ排出量の予測

ごみ排出量の将来予測は図 3-2-2 に示す流れで実施しました。

将来のごみ排出量の予測結果を表 3-2-1 に、原単位の予測結果を表 3-2-2 に示します。

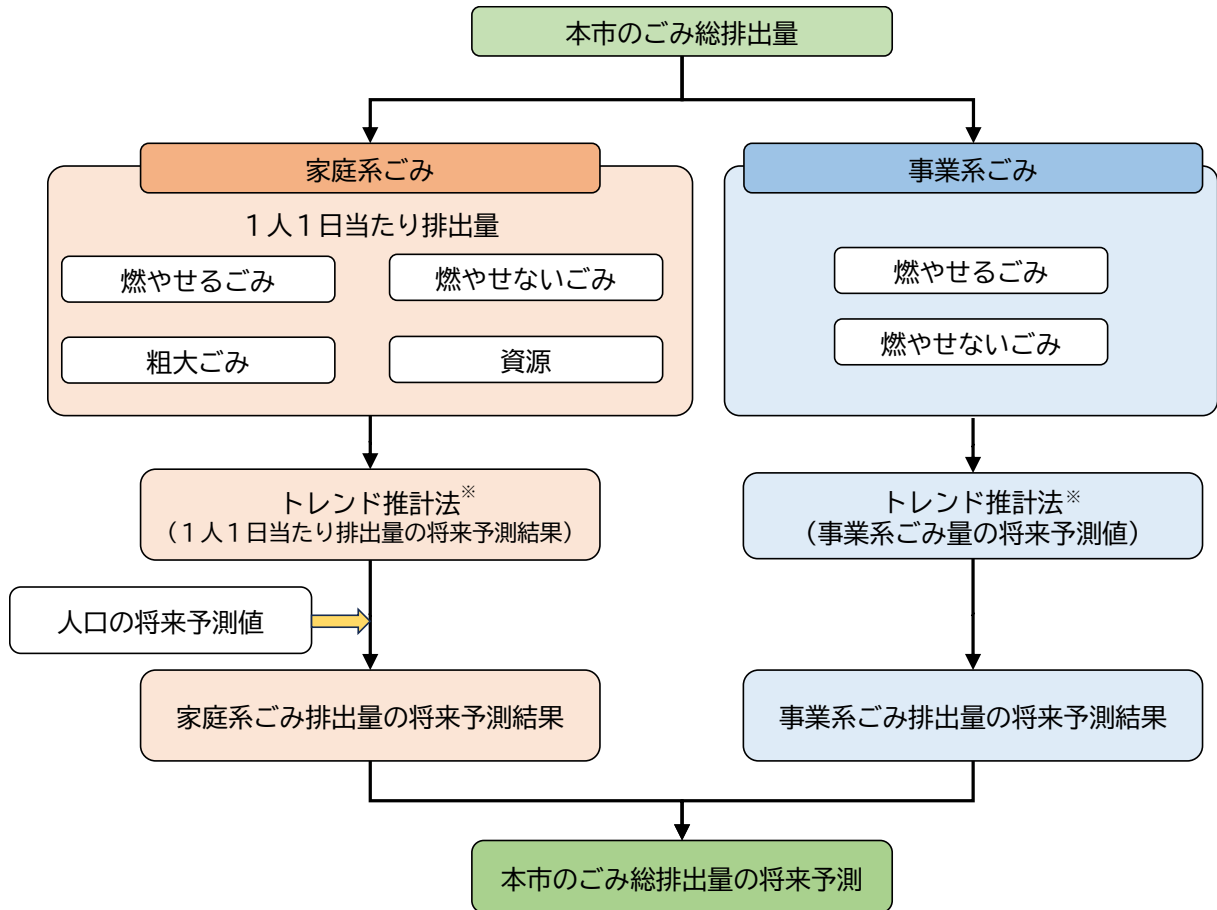


図 3-2-2 将来予測の流れ

※トレンド推計法とは
過去のごみ量の傾向（トレンド）が今後も継続するものとして将来のごみ量を推計する手法のことです。

表 3-2-1 将来のごみ排出量の予測結果

(単位:t/年)

項目	実績値											推計値										
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口(人)	232,621	232,922	233,942	235,190	235,846	237,446	239,169	241,180	242,680	243,252	244,113	246,878	247,541	248,112	248,592	248,988	249,299	249,540	249,713	249,840	249,904	249,911
家庭系ごみ	52,928	52,413	51,108	49,984	49,324	50,172	52,191	50,633	49,747	48,542	47,468	48,149	47,921	47,708	47,185	46,774	46,354	46,051	45,493	45,050	44,601	44,269
燃やせるごみ	34,638	34,320	33,736	33,179	32,992	33,593	34,635	33,768	33,386	32,716	32,165	32,529	32,336	32,158	31,791	31,500	31,197	30,969	30,563	30,235	29,900	29,639
燃やせないごみ	2,242	2,317	2,073	1,916	1,881	1,857	1,979	1,842	1,708	1,666	1,574	1,592	1,596	1,585	1,559	1,538	1,518	1,503	1,481	1,463	1,446	1,433
粗大ごみ	1,134	1,133	1,313	1,335	1,318	1,421	1,666	1,493	1,494	1,613	1,509	1,596	1,615	1,638	1,650	1,665	1,679	1,697	1,704	1,716	1,726	1,740
資源	14,914	14,643	13,986	13,554	13,134	13,301	13,911	13,530	13,159	12,548	12,220	12,433	12,374	12,327	12,185	12,071	11,960	11,882	11,745	11,636	11,530	11,457
事業系ごみ	18,087	17,904	18,116	17,803	17,711	18,308	16,357	16,655	16,435	15,829	15,589	15,542	15,278	15,018	14,763	14,511	14,264	14,022	13,783	13,549	13,318	13,092
燃やせるごみ	18,072	17,888	18,107	17,792	17,690	18,301	16,353	16,651	16,430	15,824	15,585	15,539	15,275	15,015	14,759	14,508	14,262	14,019	13,781	13,546	13,316	13,089
燃やせないごみ	15	16	10	11	21	7	4	4	5	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
総排出量	71,015	70,317	69,224	67,787	67,035	68,481	68,548	67,288	66,182	64,371	63,056	63,692	63,199	62,726	61,947	61,285	60,619	60,073	59,276	58,599	57,920	57,361
リサイクル率	20.8%	21.5%	23.8%	24.7%	24.9%	25.5%	26.8%	26.0%	25.9%	25.1%	24.7%	25.2%	25.3%	25.4%	25.4%	25.4%	25.4%	25.5%	25.6%	25.6%	25.6%	25.7%

表 3-2-2 将来の原単位※の予測結果

(単位:g/人・日)

項目	実績値											推計値										
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口(人)	232,621	232,922	233,942	235,190	235,846	237,446	239,169	241,180	242,680	243,252	244,113	246,878	247,541	248,112	248,592	248,988	249,299	249,540	249,713	249,840	249,904	249,911
家庭系ごみ(資源以外)	448	443	435	424	420	424	439	421	413	404	396	396	393	390	386	382	378	374	370	366	363	359
燃やせるごみ	408	403	395	386	383	387	397	384	377	367	361	361	358	354	350	347	343	339	335	332	328	324
燃やせないごみ	26	27	24	22	22	21	23	21	19	19	18	18	18	17	17	17	17	16	16	16	16	16
粗大ごみ	13	13	15	16	15	16	19	17	17	18	17	18	18	18	18	18	18	19	19	19	19	19
資源	176	172	164	158	153	153	159	154	149	141	137	138	137	136	134	133	131	130	129	128	126	125
家庭系ごみ(資源含む)	623	615	599	582	573	577	598	575	562	545	533	534	530	525	520	515	509	504	499	494	489	484
事業系ごみ	213	210	212	207	206	211	187	189	186	178	175	172	169	165	163	160	157	154	151	149	146	143
燃やせるごみ	213	210	212	207	205	211	187	189	185	178	175	172	169	165	163	160	157	153	151	149	146	143
燃やせないごみ	0.18	0.19	0.11	0.13	0.24	0.08	0.05	0.04	0.06	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03

※原単位とは、1人1日当たりのごみ排出量のことです。

第3章 ごみ処理基本計画

ごみ排出量及び人口の推移は、図 3-2-3 のとおりです。人口は少しずつ増加しますが、ごみ総排出量は減少していきます。

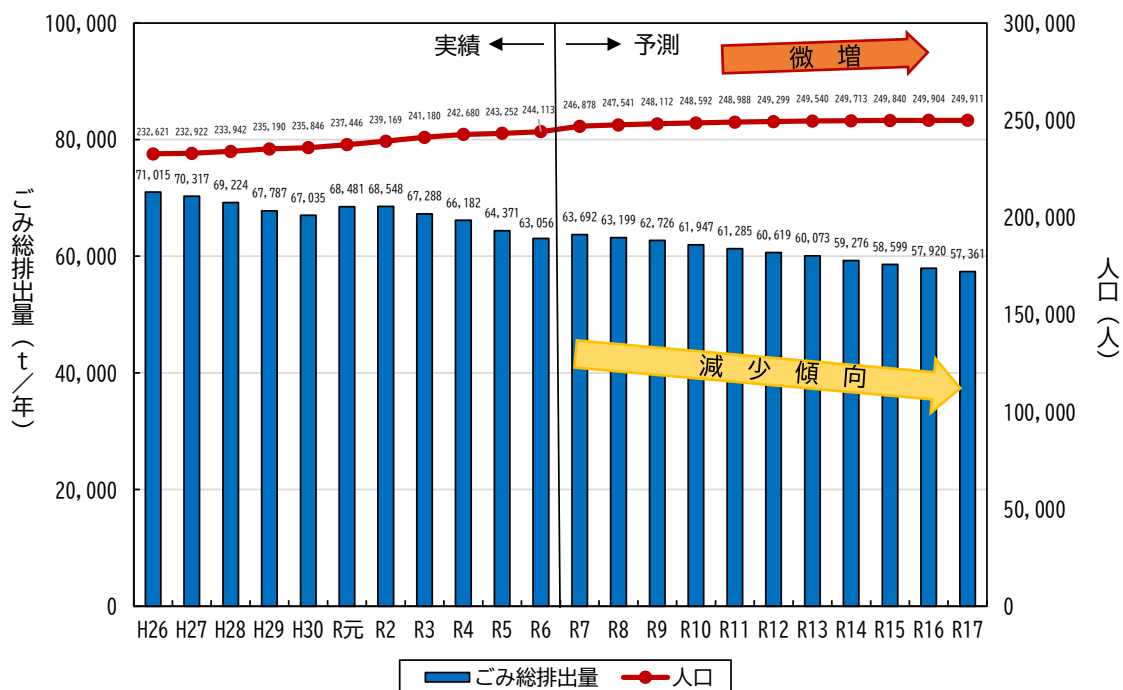
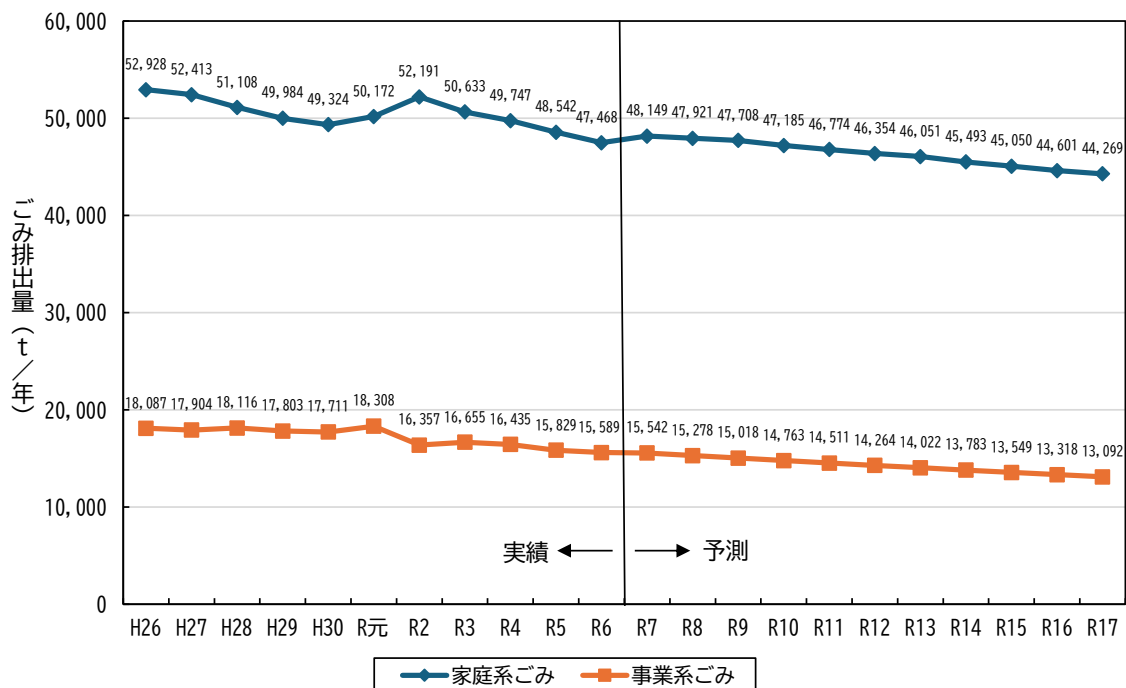


図 3-2-3 将来のごみ排出量及び人口の推移

将来の家庭系、事業系別のごみ排出量の推移を示すと図 3-2-4 のとおりです。家庭系ごみ、事業系ごみともに減少していきます。



※端数の関係で合計が図 3-2-3 と合わない年度があります。

図 3-2-4 将来の排出区分別ごみ量の推移

品目別のごみ量の推移は図 3-2-5 のとおりです。粗大ごみ以外は減少傾向を示しています。

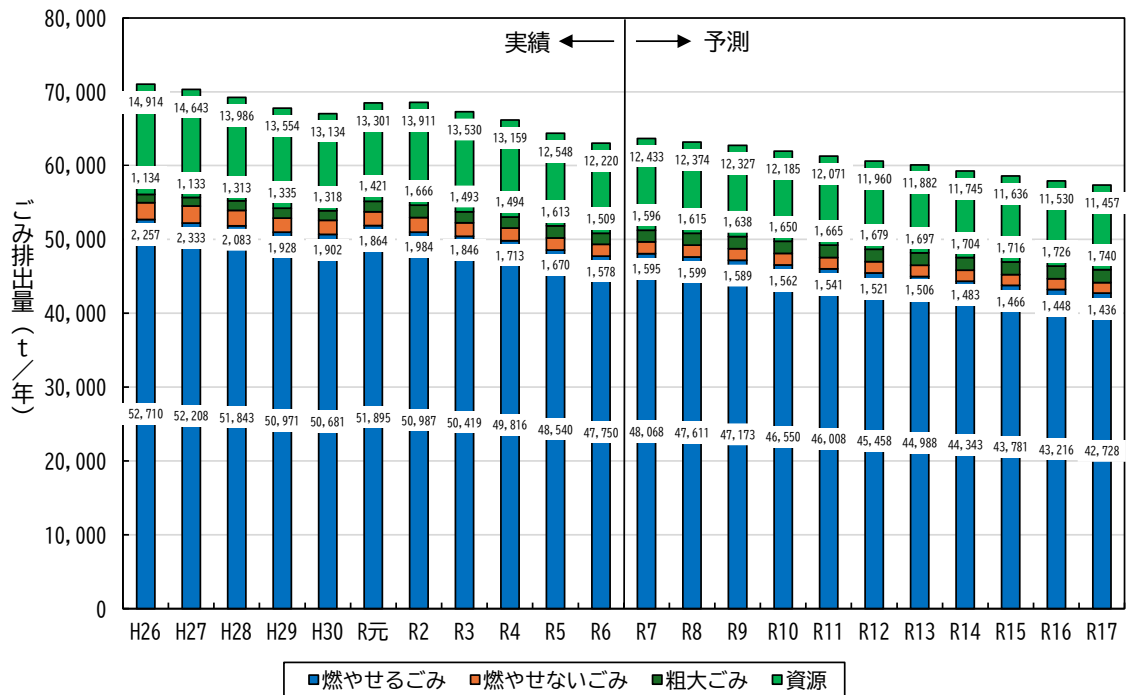


図 3-2-5 将来の品目別ごみ量の推移

市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）の推移を図 3-2-6 に示します。減少傾向を示し、令和 17 年度には 359 g/人・日となります。

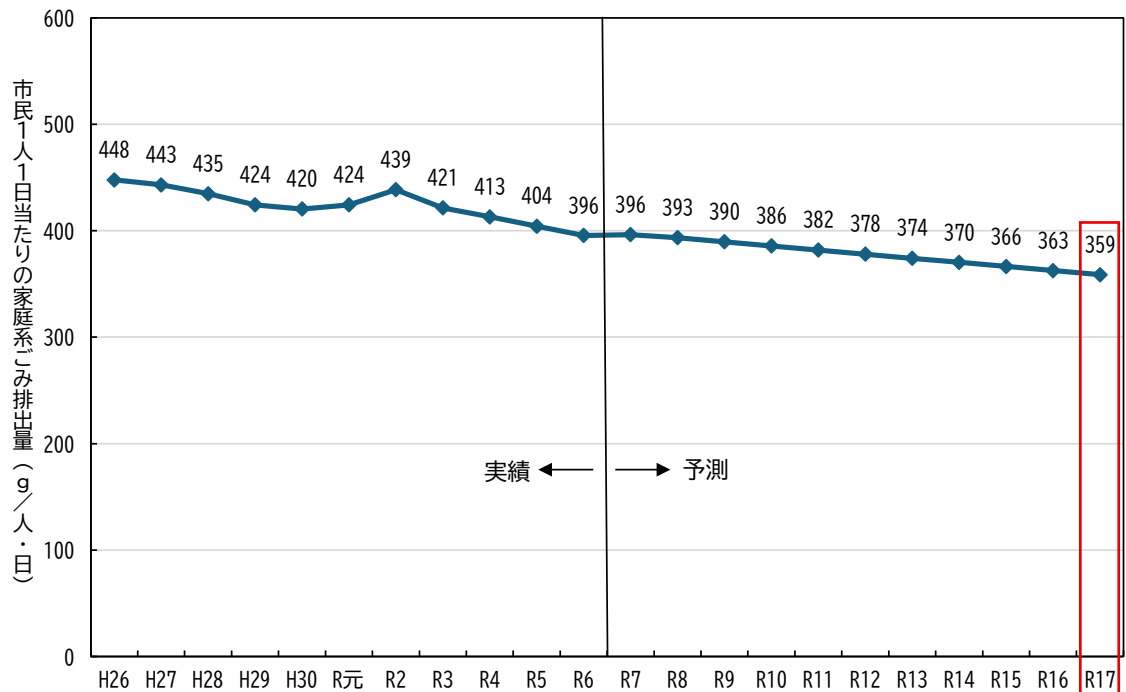


図 3-2-6 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）の推移

第3章 ごみ処理基本計画

リサイクル率の推移は図 3-2-7 のとおりです。

令和 7 年度以降ほぼ横ばいで、令和 17 年度には 25.7%となります。

ペーパーレス化の進展と容器包装をはじめとした資源の軽量化により、全国的にもリサイクル率は近年において下降傾向ですが、製品プラスチック等の新たな資源品目の追加及び資源化を行うことで、資源化率の向上を図ります。

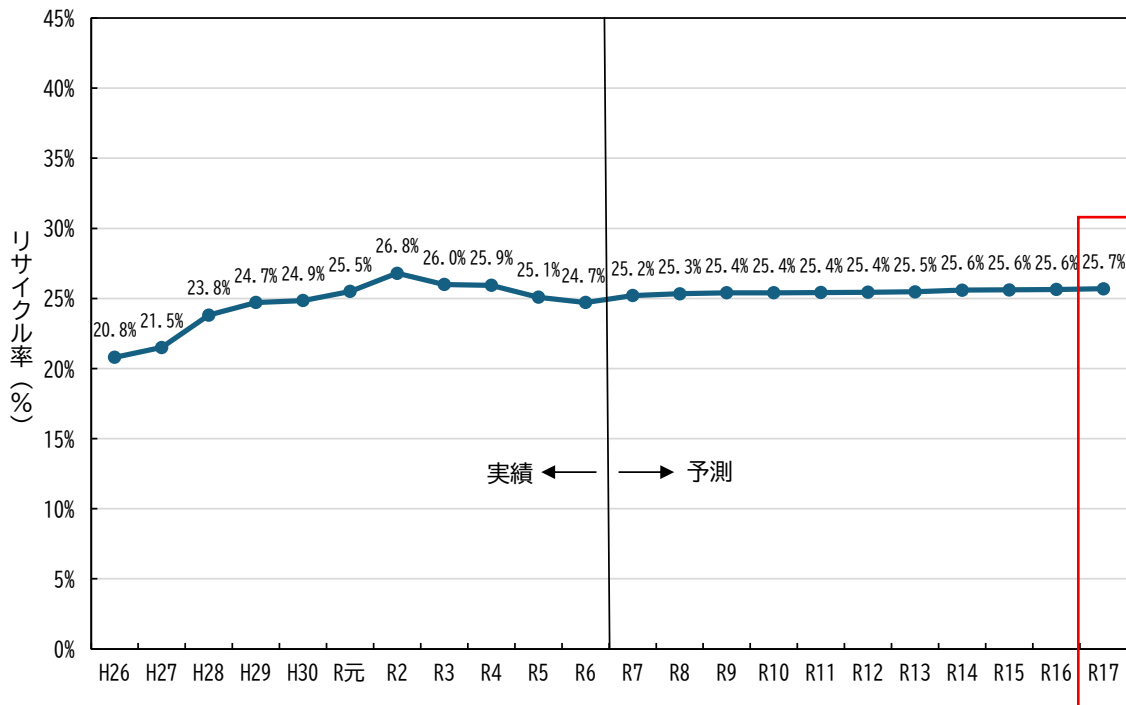


図 3-2-7 リサイクル率の推移

第3節 計画の基本フレーム

1. 基本理念

『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』

～ひと・モノ・まちが、やさしくつながる。資源を活かすまちへ～

本計画では、旧計画での取り組みを継承・深化させ、市民・事業者・行政が一体となって限りある資源の循環を強化し、持続可能な社会の実現を目指していきます。

その基本理念が、『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』です。

※「Circular City (サーキュラーシティ)」とは、“ものや資源を大切に使い、無駄を減らしながら循環させるまち”を意味します。

これは、ごみ出しルールの厳守という既存の考え方を延長するだけではなく、こどもからお年寄りまで、自ら進んでごみの減量化・資源化に取り組み、「ひと・モノ・まち」がやさしさを持ってつながり、循環する（めぐる）ことで、資源を大切に未来へとつないでいくまちの姿を描いたビジョンです。

生産・流通・消費に関わる全ての主体が、ごみをできる限り減らすことに関わり、「分別して資源へと変えていく」という意識を一層高め、再使用・再生利用を促進し、市は、市民や事業者との連携を図りながら、再生可能な資源の活用等に関する情報提供を通じて、資源循環の取り組みを支援します。これまでの3R（リデュース・リユース・リサイクル）に加え、リニューアブル（再生の可能性）という視点も意識しながら、持続可能なまちづくりを進めていきます。



図 3-3-1 『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』のしくみ

この理念は、これまでの「循環型都市やまと」の考え方を発展させたものであり、国内外の動向も踏まえて、「循環が生み出す新しい価値」に目を向けたまちづくりの方向性を示すものです。

また、この考え方は、廃棄と消費を前提としたこれまでの経済のしくみを見直し、「資源を循環させながら経済を回す」サーキュラーエコノミー（Circular Economy：循環経済）の考え方にも通じています。

サーキュラーエコノミーとは、製品や資源を可能な限り長く使い続け、廃棄を抑えながら、再利用・再生を通じて持続可能な経済活動を実現する仕組みです。

この理念のもと、市民・事業者・行政が協働し、それぞれの立場からできる取り組みを積み重ねることで、環境にも人にもやさしい持続可能なまちづくりを進めていきます。

2. 基本方針

本計画では、『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』の理念のもと、これからの廃棄物行政の方向性として、次の3つの基本方針を定めました。

これらの方針は、ごみの発生抑制や資源の有効活用、地域全体で取り組む循環型社会の実現に向けた指針となるものです。市民、事業者、行政がそれぞれの立場でできることから取り組み、持続可能でやさしいまちづくりを目指します。

基本方針① 持続可能な資源循環の推進

- ・リデュース・リユース・リサイクルの3Rに加え、リニューアブル（再生可能な資源の活用）を進め、ごみの減量と資源循環型の社会を目指します。

基本方針② 脱炭素社会の実現

- ・再生可能エネルギーの活用や、ごみ処理施設の効率的な運用、整備に関する検討、ごみの発生抑制などに取り組み、温室効果ガスの削減と環境にやさしいまちづくりを進めます。

基本方針③ 環境負荷の少ない適正な廃棄物処理・処分の推進

- ・廃棄物の適正な処理と処分を徹底し、環境負荷を最小限に抑えるとともに、住民や事業者の適正処理への理解と協力を促します。

図 3-3-2 本計画における基本方針

〔基本方針1〕持続可能な資源循環の推進

ごみの排出量を削減するため、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3Rを徹底するとともに、Renewable（リニューアブル：再生可能な資源の活用、再生可能な資源に替える取り組み）を加えた取り組みを推進していきます。また、ごみ減量をさらに推進し、地域住民、児童、学生、事業者への環境教育と啓発活動を継続し、豊かな未来と持続可能な資源循環による社会を目指します。

〔基本方針2〕脱炭素社会の実現

有機性廃棄物のバイオマスエネルギーへの変換に関する検討や、ごみ焼却による熱回収（ごみ発電）などの取り組みを進めるとともに、ごみ処理施設の効率的な運用や計画的な整備を通じて、温室効果ガスの排出削減とエネルギー効率の向上に取り組み、環境にやさしい社会の実現を目指します。

また、処理量の減量化のため、ごみの発生抑制や分別の促進にも継続して力を入れていきます。

加えて近年、プラスチックごみの増加やその環境影響への関心が高まる中、温室効果ガスの排出抑制の観点からも、脱炭素に資する取り組みが求められています。プラスチック類の資源化については、社会的な要請や制度動向も踏まえつつ、焼却施設への影響や技術的課題を考慮しながら、段階的に検討を進めていきます。

〔基本方針3〕環境負荷の少ない適正な廃棄物処理・処分の推進

廃棄物の処理・処分にあたっては、法令に基づいた適正な対応を徹底し、環境負荷の低減を図ります。

地域住民や事業者に対しては、分別の徹底や排出方法の周知を行い、適正処理への理解と協力を促進します。

また、収集運搬業務においては、回収ルート最適化等を進め、排出ガスの削減と効率化を図るとともに、広域処理の可能性や、将来的なCCUS技術（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage～二酸化炭素を回収し、再利用又は貯留する技術）の活用等についても情報収集を行い、持続可能な処理体制の構築を目指します。

3. 市民、事業者、行政の役割

『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』の実現には、市民、事業者、行政の三者が、それぞれの立場でできることに取り組み、力を合わせていくことが大切です。

また、ごみを減らし、資源を無駄にせず活かしていくためには、日々の暮らしや仕事の中の小さな行動の積み重ねが重要です。

ひと・モノ・まちがやさしくつながり、循環を生み出す「やさしさの輪」を広げていくために、本計画では、それぞれの役割を次のように整理しています。

(1) 市民の役割

『身近なところから資源循環の主役になる』-はじまりは、わたしの暮らしから。-

市民は、『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』の実現のための主役です。

ごみの発生抑制や排出に際しては、これまでの取り組みを維持するとともに、ごみの減量化と脱炭素化を推進するため、旧計画で掲げた 3R=Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)を基盤とした生活を継続することが大切です。

また、持続可能な社会の実現に向けて、新たに Renewable (リニューアブル:再生可能な資源の活用)を加え、“3R+Renewable”を意識したライフスタイルを浸透させていくことが求められます。

“3R+Renewable”とは、2022年4月1日に施行されたプラスチックの資源循環を目的とした法律「プラスチック資源循環促進法」の基本原則として位置付けられ、この法律の重点戦略として、環境省が呼びかけている取り組みです。

市民が“環境にやさしい・ごみを発生させないライフスタイル”を身につけるために実践できる具体的な取り組みには、次のようなものがあります。

◎Reduce (リデュース): 発生抑制 (ごみを減らす、ごみをつくらない)

- ・ 過剰包装は断るなど、ごみとなるものを減らす。
 - ・ コンポスト等の活用により、ごみの自家処理を行う。
 - ・ 生ごみの水切りを徹底する。
 - ・ 環境にやさしいグリーン購入法適合商品又はエコマーク商品を購入する。
 - ・ 使い捨てを減らすライフスタイルを選択する。(マイバッグ・詰め替えなど)
 - ・ 不必要なものの購入を抑制し、ものを可能な限り長期間使用する。
 - ・ ごみ減量やりサイクル、環境に意識を向け、「知る」こと。
 - ・ 食べ残しを減らし、家庭内で食品を計画的に消費する習慣を身につける。
- など

◎Reuse（リユース）：再使用（繰り返し使う）

- ・故障したものを修理して使用する。
- ・リサイクル品を購入する。
- ・レンタル品等を活用する。
- ・詰め替え製品やリターナブルびん入り製品を利用する。

など

◎Recycle（リサイクル）：再生利用（廃棄物を原材料やエネルギー源として再利用する。資源の分別を徹底する。）

- ・ごみ及び資源物の分別を徹底する。
- ・資源物を市のルールに従って出す。
- ・高齢者や障がいのある方への資源回収に関する支援（助け合い）

など

◎Renewable（リニューアブル）：再生可能な資源を活用する。

- ・再生可能素材の商品を選ぶ。
例：竹やコルク、バイオプラスチックなど、再生可能な資源を材料とする製品を購入する。
- ・リサイクル可能な包装材を使用した商品を選ぶ。
- ・リフィル（詰め替え）の利用を増やす。
- ・生ごみの再利用
例：コンポストで堆肥化、堆肥を庭や農作物に利用する。
- ・長く使える製品の購入
例：耐久性のある商品を選ぶ、使い捨てではないものに切り替える。
- ・地域のイベント等の再利用素材の物を作る活動に参加する。
例：自ら手作りする際、再利用可能な素材（例：古紙、木材など）を活用する。
- ・食品の廃棄削減
例：地産地消の取り組みを支援し、持続可能な農作物を購入する。
- ・プラスチック製品を購入する際に、バイオマスプラスチック製を選択する。

など

(2) 事業者の役割

『ごみを出さない仕組みと、地域貢献の担い手になる』

-地域を支える、サステナブルな選択を。-

事業者は、『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』の実現を支える重要なパートナーです。

事業活動において、ごみの発生抑制や資源の有効活用、脱炭素化を意識し、取り組むことは、地域社会への貢献であると同時に企業の持続可能性にも直結します。

旧計画で掲げた 3R に加え、再生可能な資源の活用（Renewable）も視野に入れた“3R+ Renewable”の考え方は、これからの地域と企業の持続可能性を支える重要な視点の一つです。

市民とともに循環をつなぐ担い手として、循環型のしくみを共に築いていく取り組みに参画し、持続可能なまちづくりに貢献していくことが期待されます。

事業者が持続可能な社会づくりに向けて実践できる具体的な取り組みには、次のようなものがあります。

◎Reduce（リデュース）：ごみの発生抑制

- ・商品の過剰包装を見直し、簡易包装・無包装を選択
 - ・詰め替え・量り売りなど、使い捨てを減らす販売形態の導入
 - ・ペーパーレス化（例：電子請求書、電子帳票）の推進
 - ・食品ロス削減（例：販売期限前の値引き、適量販売、予約制）
- など

◎Reuse（リユース）：再使用の促進

- ・店舗やオフィスでリユース食器・備品（例：マグカップ、トレイ）を活用
 - ・不要な備品・什器・在庫などを他団体・事業者と再利用・譲渡
 - ・修理・リユース可能な商品・サービス（例：古着、家具修理）の提供
- など

◎Recycle（リサイクル）：資源の再生利用

- ・分別の徹底（例：紙・プラスチック・金属・ビン・缶）
 - ・リサイクル可能な容器・資材の選定と使用
 - ・回収スキームの構築（例：店頭でのリサイクル品回収）
- など

◎Renewable（リニューアブル）：再生可能資源の活用

- ・バイオマスプラスチックや紙製品など、再生可能な資材の導入
 - ・グリーン購入法に沿った環境配慮型製品の優先調達
 - ・環境ラベル（例：エコマーク、グリーンマーク、FSC 認証）付き資材の使用
- など

◎共創・地域連携の視点からの取り組み

- ・地域の清掃活動・リサイクル活動等への協力や協賛
 - ・従業員・地域住民向けの環境学習や見学イベントの実施
 - ・地元企業との連携によるリユース・リサイクルの取り組み
 - ・自社の取り組みをホームページや SNS などで発信し、市民の意識向上に貢献
- など

(3) 行政の役割

『循環の流れをつくり、未来へつなぐ担い手になる』

-市民と事業者をつなぎ、まち全体を動かす力に。-

『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』の実現には、ごみの発生から再資源化・再利用に至るまで、地域全体で資源の流れをつなぐ取り組みが不可欠です。

市民が日々の暮らしの中でごみを減らし、分別を行い、事業者はごみを最小限にしたうえで適正に排出し、資源を有効活用する、その間を支える仕組みこそ、地域の循環の要となります。

本市は、こうした循環の流れを地域全体で確かなものにするため、計画的で安定的かつ適正なごみ処理体制の整備をはじめ、資源循環を促す制度・仕組みの構築に向けた検討、施策の実施、わかりやすい情報発信、市民・事業者との協働に主体的に取り組んでいきます。

本計画をもとに、『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』の実現に向けて、行政としての役割を果たしつつ、持続可能な社会を築いていきます。

コラム

「リニューアブル」ってなに？～身近なところから始める“再生可能”な暮らし～

最近よく耳にする「リニューアブル (Renewable)」という言葉。

これは、「繰り返し使える」「自然に戻せる」などの“再生可能”なものを使って、環境への負担をできるだけ減らそうという考え方です。

たとえば、2022年に始まった「プラスチック資源循環促進法」でも、石油からできるプラスチックの代わりに、再生可能な資源を使うことが求められています。

私たちの暮らしの中でも、こんなところから取り入れられます。



- **再生可能エネルギーの活用**：木の端材や捨てられる食品からつくられる「バイオマスエネルギー」、生ごみや下水の汚れからガスを作って、電気や燃料にする「バイオガス」
- **環境にやさしい素材を選ぶ**：トウモロコシやサトウキビなど、植物からできた「バイオマスプラスチック」リサイクルできる紙製品や、間伐材などの木材を使った商品
- **ごみを減らし、資源を循環させる工夫**：食品のごみをたい肥に変えて土に戻す「コンポスト」
- **詰め替え容器や繰り返し使える容器を使う**：「リユース」や「リフィル」、量り売りを利用するなど

私たち一人ひとりの選択が、未来の地球を守る力になります。

できることから、少しずつ“リニューアブル”な暮らしを始めてみませんか？

第4節 数値目標

1. 家庭系ごみの発生・排出抑制の目標

ごみ排出量に係る指標を「総量」で設定すると、市民一人ひとりが努力してごみ排出量を減らしても、本市の人口が増える場合には「総量」は増加することがあります。

このため、ごみ排出量に係る指標は、「年度単位でのごみ総排出量」とするよりも、「1人1日当たりのごみ排出量」とするほうが理解しやすく、一人ひとりの努力の度合いを表しやすいことから「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」とします。

旧計画期間では皆様のご協力により、目標以上のごみの減量化が進みました。本計画期間においても、着実にごみが減量するよう目指すことにより、家庭系ごみの発生・排出抑制の目標値を以下のとおり設定します。

〔家庭系ごみの発生・排出抑制の目標値〕 令和17年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 359g/人・日
--

2. リサイクル率

「めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]」を実現するためには、排出されたごみ及び資源物について可能な限り再使用又は再生利用を行うことが必要です。

令和6年度時点のリサイクル率は24.7%であり、今後も着実なりサイクル率の向上を目指すことにより、リサイクル率の目標値を以下のとおり設定します。

〔リサイクル率の目標値〕 令和17年度 25.7%

※リサイクル率(%) = (総資源化量/ごみ総排出量) × 100

総資源化量 = (資源分別回収量) + (焼却灰資源化量) + (その他のリサイクル量)

ごみ総排出量 = (家庭系ごみ) + (事業系ごみ) + (資源分別回収量)

(資源分別回収量は平成27年度～令和6年度の結果を基に今後の回収量を予測。)

これら数値目標の達成のためには、引き続き今後も、市民の皆様のご協力と施策の継続的な実施が必要です。

第5節 目標の実現に向けた施策

これまでに示した目標の達成に向けては、『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』の理念のもと、安心・安全なごみ処理体制の維持・強化を図りながら、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で協力し、効果的なごみの減量や資源循環の取り組みを推進していくことが求められます。

国や県の動向に加え、大和市のこれまでの廃棄物行政の取組状況や課題を踏まえ、本計画では、基本理念と3つの基本方針に基づく施策の枠組みを整理しました。

その全体像を、図3-5-1に示します。

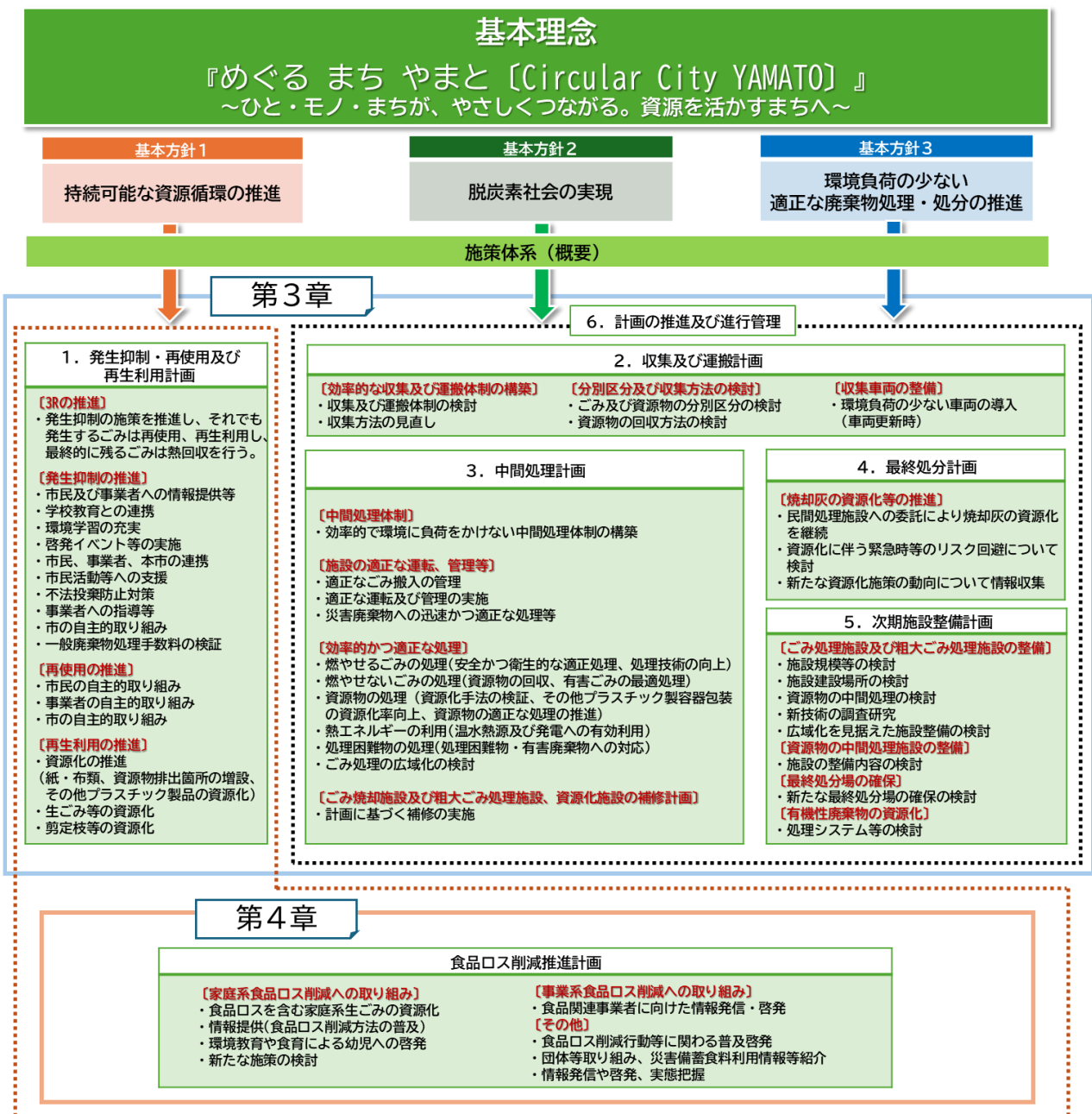


図3-5-1 本計画における施策の枠組み

第3章 ごみ処理基本計画

1. 発生抑制、再使用及び再生利用計画

ごみの発生・排出の抑制を効果的に推進していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、連携・協働のもとで主体的に取り組んでいくことが不可欠です。

大和市では、市民・事業者の行動を後押しするための情報提供や啓発活動を継続的に行うとともに、一人ひとりがごみの減量や資源循環に関わることができるよう、効果的な施策の展開を図っていきます。

(1) 発生抑制、再使用及び再生利用計画における目標

市民・事業者・行政が一体となって、ごみの発生・排出抑制、再使用及び再生利用に取り組むことにより、前節で示した目標を目指すこととします。

令和17年度（2035年度）目標値 市民1人1日当たりのごみ排出量 359g/人・日 リサイクル率 25.7%
--

この目標の達成に向けては、これまでの取り組みを継続しながら、無理のない現実的な目標値を設定しています。




「発生抑制を最優先」としつつ、再使用や再生利用の機会を段階的かつ着実に拡充していきます。


さらに、住民や事業者の行動変容を促すために、ホームページやパンフレット、スマートフォンアプリ等を活用した情報発信を行うとともに、施設見学や環境教育の充実、地域での啓発活動を通じて、実践的な理解の促進を図ります。

あわせて、不法投棄対策や事業者への指導、処理手数料制度の見直しなど、制度面での取り組みも進めるとともに、行政自らも率先してごみ減量・資源循環の取り組みを実践していきます。

(2) 施策スケジュール

① 3Rの推進

【凡例】  継続  新規  検討

施策項目	施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
発生抑制の施策の推進	・発生抑制の施策を推進し、それでも発生するごみについては再使用、再生利用、最終的に残るごみは熱回収を行う。		

② 発生抑制の推進

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
市民及び事業者への情報提供等	情報の提供	・ホームページ等への掲載による情報提供を行う。		
	ごみの発生抑制の啓発	・ホームページ等への掲載による情報提供を行う。		
	ごみ及び資源物の排出方法の周知及び指導	・「家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレット及びカレンダー作成する。 ・スマートフォン用「大和市ごみカレンダーアプリ」やホームページに掲載。		
学校教育との連携	施設見学における環境学習の実施	・施設見学に訪れる小学生4年生に対し、ごみの減量化、資源化等の重要性に関する説明を行う。		
	副読本作成のための資料提供	・ごみ減量化資源化を含む、学校での社会科教育に必要な資料作成に協力する。		
	「やまとみどりの学校プログラム」による学習の支援	・小・中学生の自発的な学習の支援など、学校教育と連携を図った環境教育を推進する。		
	環境ポスターによる啓発	・市内小学校の全学年の生徒を対象に、大和市環境美化ポスターコンクールを開催する。優秀な作品の表彰及び展示等により、環境意識の普及啓発を推進する。		
	小学校低学年、未就学児を対象とした教育プログラムの実施	・紙芝居や分別ゲーム、寸劇、アニメーション等を活用するなど、ごみに特化した教育を幼稚園、保育所等、小学校と連携して繰り返し実施する。		
環境学習の充実	出前講座等の実施	・ごみやリサイクルに関する市民向けの出前講座、研修会や講演会等を開催する。		
	環境学習プログラムの整備	・子どもたちが自発的に身近な環境保全活動に取り組み、自然や人を感じる心を養い、環境問題を正しく認識できる知識を培い、仲間と協力し合いながら行動できる能力を身につけていく「やまとみどりの学校プログラム」を実施する。		
啓発イベント等の実施	イベント内容の充実等	・大和市環境フェア、大和市民まつり等において、ごみの発生抑制に関する啓発イベントを実施する。		
市民、事業者及び本市の連携	美化キャンペーンの実施	・「美化推進月間クリーンキャンペーン」や清掃イベントを実施する。		
	ごみ及び資源物の排出ルールの徹底	・自治会、集合住宅の所有者又は管理者と連携しルールの徹底を図る。		
	「デコ活」の推進	・生ごみの発生抑制の推進 ・衣料のリユース・リペアや、食べ残し削減など、日常生活や事業活動における、環境に配慮し脱炭素につながる日々の行動を推進する。 ※デコ活：国が進めている「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」		
市民活動等への支援	生ごみ処理容器等の購入補助	・家庭及び事業者による生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費用に対し助成（補助）を実施する。		
不法投棄防止対策	パトロールの実施等	・不法投棄防止用の啓発看板の無償配布を行う。 ・不法投棄が多い地点を中心とした、定期的な巡回パトロールを行う。		
	管理者責任の周知及び防止対策の指導	・不法投棄頻発箇所への監視カメラの設置を必要に応じて行う。		
	法的対応の検討	・不法投棄の罰則について、ホームページ等により周知する。		
事業者への指導等	事業者への指導	・事業者によるごみの搬入物検査を実施することで、資源が燃やせるごみへ混入することを防ぎ、ごみの減量化・資源化を推進する。 ・多量排出事業者に対して「減量化等計画書」の提出を依頼し、計画的にごみの減量化が図られるよう指導する。		
	事業者への協力の要請	・事業者に啓発リーフレット等を配布し減量化・資源化の啓発を行う。		
	事業系ごみの発生抑制策の検討	・事業系ごみの発生抑制や資源化ルートへの移行を促すための方策について検討する。		

第3章 ごみ処理基本計画

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
市の自主的 取り組み	やまとEMSの推進	・市役所本庁舎など市が使用、管理している施設において大和市役所環境マネジメントシステム「やまとEMS」を運用する。	→	→
	発生抑制の徹底	・ unnecessaryな印刷及びコピーを控え、紙使用を削減するなどを「やまとEMS」の運用の中で徹底する。	→	→
一般廃棄物 処理手数料 の検証	適正な手数料の検証	・ 処理にかかる費用と手数料に乖離が生じる際は、処理手数料の見直しについて検討する。	→	→

③ 再使用の推進

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
市民の自主的 取り組み	市民の取り組みの 促進	・ 市民の自主的な資源の再使用を促進するため、ホームページへの掲載等による情報提供を行う。 ・ 不要となった家具や家電、雑貨等の譲渡・売却できるサービスを市民が活用できるよう、民間システムを使用し展開する。	→	→
事業者の 自主的取 り組み	事業者の取り組み の促進	・ 大和市社会福祉協議会による、フードドライブ（市民、事業者による食品の寄付）等に関する支援を継続する。	→	→
市の自主的 取り組み	再使用の徹底	・ やまとEMSにより事務用品などの再使用を徹底し、物品購入の際にはエコマーク商品、グリーン購入等を推進する。	→	→

④ 再生利用の推進

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
資源化の 推進	紙及び布類の資源 化促進	・ 「家庭の資源とごみの分け方・出し方」、スマートフォン用「大和市ごみカレンダーアプリ」及びホームページにより更なる分別を周知する。	→	→
	資源物の排出箇所 数の増設等	・ 小型家電回収ボックスの増設を必要に応じて実施する。	→	→
	その他のプラス チック製品の資源 化	・ プラスチック資源循環法に基づいた再商品化を行う。	→	→
生ごみ等 の資源化	生ごみ処理容器等 による資源化の促 進	・ 家庭及び事業者での生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費用に対し助成（補助）を継続する。 ・ コンポスト等の購入費用助成による減量効果の測定等を実施し、効果について情報発信することで市民のニーズを掘り起こす。	→	→
	学校給食の調理く ず、食べ残しの資 源化	・ 学校給食共同調理場及び単独調理校から発生する生ごみについて、下水道汚泥と併せて再資源化・有効利用を図るなど資源化を推進する。	→	→
剪定枝等 の資源化	剪定枝等の資源化 への取り組み	・ 剪定枝を収集し、チップ等への資源化の推進を図る。	→	→

コラム

「デコ活」って知っていますか？

近年、私たちの暮らしの中で「脱炭素」という言葉をよく耳にするようになりました。
「デコ活」とは、その「脱炭素」と「エコ（環境にやさしい行動）」を組み合わせた新しいライフスタイルの愛称で、環境省が令和5年にスタートした国民運動の一環です。
正式には「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のことで、日々の暮らしの中で、地球にやさしい行動を楽しみながら取り入れていくことを目指しています。
たとえば…食品ロスを減らすために、

- 買いすぎや作りすぎに気をつける
- リユース・リサイクルを意識した買い物をする
- 節電や節水を心がける
- マイバッグやマイボトルを持ち歩く
- 家電を省エネ型に買い替える



といった、すぐにも始められる身近な行動がすべて「デコ活」なのです。
大和市でも、こうした“誰かにとって負担ではなく、みんなにとって気持ちのいい選択”が広がることを願い、ごみの減量や再資源化の取り組みの中に「デコ活」の視点を取り入れていきます。
日常の中でできる、ちょっとした「いいこと」。それが、未来の環境を守る力になります。
ぜひ、ご自身のライフスタイルの中で、「私のデコ活」を見つけてみてくださいね。

2. 収集及び運搬計画

収集・運搬は、ごみの適正処理と資源循環の起点となる重要な工程です。

大和市ではこれまで、効率的な収集ルートの設定や分別収集の推進を通じて、市民・事業者の協力のもと、安定的な体制の維持とともに、ごみの減量や3R（リデュース・リユース・リサイクル）の促進に取り組んできました。

一方で、今後はごみの排出量の変化やさらなる資源化の推進、広域的な処理体制の検討、災害時の対応強化など、多様な課題に対応していく必要があります。

加えて、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出削減への対応など、社会的要請に応える収集・運搬体制の再構築が求められています。

本計画における「収集・運搬計画」では、これらの現状と課題を踏まえ、持続可能で柔軟性のある体制の確立に向けた施策の方向性を示します。




(1) 収集及び運搬計画における目標







本計画では、これまでの収集・運搬体制を基本に据えつつ、さらなる効率化と質の向上を図るため、収集及び運搬体制の見直し、業務の委託範囲の拡大等も視野に入れた柔軟な運用を検討するとともに、資源物の収集方法についても、市民の利便性や効率性を踏まえた見直しを検討し、進めていきます。

また、今後の車両整備においては、環境負荷の低い車両の導入を推進し、持続可能な収集体制の構築を目指します。




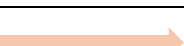
(2) 施策スケジュール

① 効率的な収集及び運搬体制の構築

【凡例】  継続  新規  検討

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
収集及び運搬体制の検討	調査、研究及び見直しの実施	・資源の戸別回収の実施について調査・研究を実施するとともに、自治会連絡協議会との連携を図りながら収集体制の見直しについて検討を進める。		
	業務の委託範囲の拡大	・収集業務委託の拡大を検討し、必要に応じて実施する。		
収集方法の見直し	ごみ及び資源物の収集方法の検討	・資源の戸別回収について、市民の意向や他市の動向等を把握する。		
		・高齢者や障がいのある方など、ステーションへの排出が困難な市民への対応も含めた収集方法について検討を行う。		

① 分別区分及び収集方法の検討

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
ごみ及び資源物の分別区分の検討	資源品目の追加等の検討	・プラスチック資源循環法に基づき、本市にとって最適な分別区分、再商品化方法の検討を行う。		
資源物の回収方法の検討	戸別回収の検討	・ごみのより一層の減量化及び資源化の推進、市民及び自治会の負担軽減等を考慮し、資源物の戸別回収について検討を行う。		

第3章 ごみ処理基本計画

③ 収集車両の整備

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
整備の方向性	環境負荷の少ない車両の導入	・車両の更新に伴う低公害車への切り替えを進める。		

3. 中間処理計画

中間処理は、ごみの減量化・安定化・無害化を図ることで、最終処分量の削減や環境への負荷の軽減につなげる重要な工程です。

現在処理を行っている環境管理センターを中心に、ごみの焼却処理及び熱回収を通じて適正な処理とエネルギーの有効利用を進めており、資源については、資源選別所での処理を実施し、安定した運用を継続しています。

一方で、施設の老朽化が進む中、処理対象となる廃棄物の多様化や、災害廃棄物処理への対応力の強化、さらにはカーボンニュートラルの実現に向けたCO₂排出量の削減といった課題にも対応していく必要があります。

また、広域的な連携や新たな技術への対応も求められるなか、将来を見据えた持続可能な中間処理体制の構築が急務となっています。

「中間処理計画」では、現行の中間処理における現状と課題を踏まえ、将来に向けた中間処理の方向性と施策展開について示します。

(1) 中間処理計画における目標

本市では、ごみの安定的かつ適正な処理を継続するため、効率的で環境負荷の少ない中間処理体制の構築を目指します。

環境管理センターの機能を中心に、焼却処理の安定運用、資源物や有害物の適正分別・回収、熱回収や電力活用などのエネルギー利用を進めるとともに、災害時の対応力強化や広域処理体制の検討も進めます。

また、再使用や再資源化の推進、設備の維持・更新による長寿命化など、多角的な施策により、持続可能な中間処理の実現を図ります。

(2) 施策スケジュール

① 中間処理体制

【凡例】 継続 新規 検討

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
処理体制	効率的で環境に負荷をかけない中間処理体制の構築	・環境管理センターに導入した容器包装プラ圧縮梱包設備での処理とともに、外部中間処理委託と併せ、市内から発生する容器包装プラの全量資源化処理を継続する。		

② 施設の適正な運転、管理等

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
施設の適正な運転 管理等	適正なごみ搬入の 管理	・大和市受入基準に則り、市外のごみなど基準外のものが搬入されないよう管理を行う。		
	適正な運転及び管理 の実施	・環境管理センターにおいて、適正な管理・運営を行い、安定したごみ処理を継続する。 ・大気汚染物質の発生抑制を徹底する。		
	災害廃棄物への迅速 かつ適正な処理等	・災害時の速やかなごみ処理のため、県、近隣自治体との連携を強化し、災害廃棄物処理計画に基づき有事に備える。		

③ 効率的かつ適正な処理

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
燃やせるご みの処理	安全かつ衛生的な 適正処理の推進	・燃やせるごみの安全かつ衛生的な適正処理（焼却）を維持、推進する。		
	処理技術の向上	・全国の市町村の処理施設更新事例等の収集及び研究を継続する。		
燃やせない ごみの 処理	資源物の回収	・燃やせないごみに含まれる資源物を、手選別及び機械選別により回収する。		
	有害ごみの最適 処理の推進	・乾電池、蛍光灯、水銀体温計、電球等の有害ごみについて、破碎前の回収を継続する。 ・リチウムイオン電池等の充電式電池の分別回収を継続し、排出者による絶縁処理（義務化済）の実施を推進する。		
資源物の 処理	資源化手法の検証	・本市に最も適した資源化を実施するため、資源化手法を検証する。		
	その他プラスチック 製容器包装の資 源化率向上	・環境管理センターに導入した容器包装プラ圧縮梱包設備での処理とともに、外部中間処理委託と併せ、市内から発生する容器包装プラの全量資源化処理を継続する。		
	プラスチック使用製 品の資源化の検討	・プラスチック使用製品の再資源化を検討する。		
	資源物の適正な 処理の推進	・品目ごとに本市の資源化施設及び民間資源化施設で必要に応じ再選別、圧縮・梱包し、一時保管後に再生処理業者に引き渡し、適正に処理を行う。		
熱エネ ルギーの 利用	・環境管理センターにおいて、ごみ焼却時に発生した熱エネルギーの回収・発電を行い、施設内及び余熱利用施設において電力及び温水熱源を有効活用する。 ・余剰電力は電気事業者に売却し、売電収入を確保する。			
処理困 難物の 処理	・回収・適正処理ルートの確保を推進し、処分方法に関する適切な情報を市民向けに公開していく。			
広域 処理	・ごみ処理の広域化の検討 ・神奈川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）で位置付けられる新たな広域化・集約化について、積極的に協力していく。			

④ ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設、資源化施設の補修計画

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
維持補 修計 画	計画に基づく補修 の実施	・大規模維持補修計画（長寿命化計画）に基づき、基幹的設備改良工事を含む更新補修や定期補修を実施する。		

4. 最終処分計画

最終処分は、分別・資源化・中間処理を経た後に、なお、処理困難な廃棄物を環境への影響を最小限に抑えながら埋立処理する、一般廃棄物処理の最終段階です。

本市から排出される焼却灰等は、県外最終処分場への埋立及び溶融スラグとして活用するなどの資源化にて処理しており、適正な管理のもとで安定した処分体制を維持しています。

焼却灰の処理は、資源循環型社会の形成や環境負荷の低減等のために資源化をめざしていることから、将来的な最終処分の手法等について検討を続けていく必要があります。

また、広域処理体制の見直しや災害廃棄物処理への備えなど、持続可能な埋立処分のあり方についても検討が求められています。

最終処分計画では、現行の最終処分状況を踏まえ、今後の施策の方向性について示します。

(1) 最終処分計画における目標




本市では、焼却灰等の資源化を基本としつつ、安定的かつ持続可能な最終処分体制の維持を図ります。







あわせて、緊急時等に備えたりリスク管理や、新たな資源化手法の動向を注視しながら、将来にわたって環境負荷の少ない最終処分のあり方を継続的に検討していきます。

最終処分計画では、次世代への環境負荷の軽減を見据え、適正な処分と資源化の両立に向けた取り組みを実施していきます。

(2) 施策スケジュール

① 最終処分計画のめざすべき方向性

【凡例】  継続  新規  検討

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
焼却灰の資源化等の推進	焼却灰の資源化等の取り組み	・民間処理施設への委託により焼却灰の資源化を継続する。		
		・資源化に伴う緊急時等のリスク回避について検討する。		
		・新たな資源化施策の動向について情報収集を行う。		

5. 次期施設整備計画

ごみ処理施設は、廃棄物を適正かつ安定的に処理し、地域社会の衛生と環境を守る基盤として、極めて重要な役割を果たしています。

本市では、環境管理センターを中核とし、長年にわたりごみの中間処理、資源回収等を行ってきました。

しかし現在、施設の老朽化に伴う更新時期が近づいており、安全性や維持管理の面からも、次期施設の整備に向けた具体的な検討が求められています。

あわせて、カーボンニュートラルの実現や地域防災、災害廃棄物処理、デジタル技術の導入、省エネ・再エネ対応など、社会の要請を踏まえた施設のあり方が問われています。

次期施設整備計画では、これまでの運用実績や広域的連携の動向を踏まえつつ、次期ごみ処理施設の基本的な整備方針と方向性を示します。


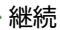

(1) 次期施設整備計画における目標








次期施設整備計画では、将来のごみ処理需要や環境負荷の低減、資源循環の強化といった社会的要請に対応するため、適切な規模と機能を備えた施設の在り方を検討します。

最新の技術や他都市の先進事例を参考に、カーボンニュートラルや広域処理への対応を視野に入れながら、整備手法や立地、資源化施設の方向性などについて総合的に検討し、持続可能なごみ処理体制の構築を目指します。

(2) 施策スケジュール

① ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の整備

【凡例】  継続  新規  検討

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
施設整備 の考え方	施設規模等の検討	・次期ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の規模、必要な設備等を検討するため、新たな機器、技術等の情報を収集する。		
		・ごみの量、組成割合の変化、環境への負荷等を考慮した処理システムを検証し、整備期間中の安定的なごみ処理の維持等の課題を整理するとともに、更新手法について検討を行う。		
	施設建設場所の検討	・現環境管理センターの敷地内での建設手法について検討を行う。		
	資源物の中間処理の検討	・次期ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設について、資源物の中間処理を含めて検討を行う。		
	新技術の調査研究	・令和20年付近に予定される環境管理センターの更新時におけるCCUS [※] 等の導入可能性について調査研究を継続する。		
	広域化を見据えた施設整備の検討	・国の通知に基づき、近隣自治体を含めたごみ処理の広域化に関する検討を行う。		

※CCUSとは

「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略で、二酸化炭素回収・有効利用・貯留を指し、焼却施設等からの排ガス中の二酸化炭素を分離・回収し、有効利用、又は地下へ貯留する技術のことです。

第3章 ごみ処理基本計画

② 資源物の中間処理施設の整備

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
施設整備 の考え方	施設の整備内容の 検討	・資源回収対象品目、回収量等を勘案した資源化施設の整備計画を策定する。		
		・国の通知に基づき、近隣自治体を含めたごみ処理の広域化に関する検討を行う。		

③ 最終処分場の確保

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
施設整備 の考え方	新たな最終処分場 の確保の検討	・民間委託による焼却灰の資源化を実施し、市内での新たな最終処分場の確保については継続的な検討を行う。		

④ 有機性廃棄物の資源化

施策項目		施策内容	R8-R12 2026~2030	R13-R17 2031~2035
施設整備 の考え方	処理システム等の 検討	・有機性廃棄物処理施設の規模を検討するため、他市の有効な取り組み、事例等、有害廃棄物の資源化技術又は用途に関する情報を収集する。		

6. 計画の推進及び進行管理

(1) 計画の推進

① 推進体制

本計画の着実な推進には、行政による評価・改善にとどまらず、市民・事業者がそれぞれの立場から主体的に参画し、計画を「自分ごと」として捉えることが重要です。行政・市民・事業者が連携しながら、共に循環型社会の実現を目指します。

○大和市（行政）

市は、世代や地域の特性に応じた効果的な情報発信や啓発、支援策を展開するとともに、市民や事業者が取り組みやすい仕組みの検討・整備を進めます。

また、施策ごとの特性に応じて関係部局との連携を図り、横断的かつ総合的に施策を推進します。

○市民

市民は、市が提供する情報や取り組みの目的を理解し、自らできる行動を考え、積極的かつ自発的に施策への協力・参加を進めます。

○事業者

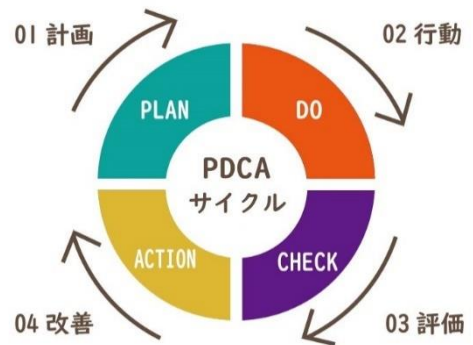
各事業者は、市が示す情報や方針を参考にしつつ、自社の業種や規模に応じたごみの発生抑制や資源の有効活用に取り組むとともに、従業員への教育・啓発を進めます。

また、事業活動の中で行政の施策との連携により、計画を円滑に推進します。

② 進行管理

本計画に掲げる各施策の実効性を確保するため、進行管理として定期的な進捗確認・評価と必要に応じた見直しを行い、次の取り組みに活かしていきます。

進行管理は「PDCA サイクル (Plan・Do・Check・Action)」に基づいて行い、以下の2つの視点で推進します。



○小さなサイクル（各年度又は施策単位での運用）

- ・ 施策ごとの進捗状況や課題を把握し、目標に対する実施状況を評価します。
- ・ 評価結果をもとに課題を整理し、必要な改善を行うことで、着実な推進を図ります。

○大きなサイクル（中間見直し・計画改定時）

- ・ 計画の見直しや改定時には、全体としての目標達成度や施策の効果を総合的に評価します。
- ・ 成果や課題、未達成の要因等を分析し、次期計画への反映を図ることで、継続的な計画の進化と質の向上を目指します。